

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第208集

比企郡玉川村

根 際 遺 跡

県道玉川坂戸線関係埋蔵文化財発掘調査報告

1998

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

序

首都圏に位置する埼玉県は、人口の増加にともない県民の生活圏が拡大し、産業活動も高度化しています。これらに対応するために埼玉県では、交通の特性に応じた体系的な道路網の整備が行われています。

県道については、地域間の連携を高めるため、県内1時間道路網の構想を目指した整備が進められています。この県道玉川坂戸線もその一環として整備されることになりました。

外秩父山地の東麓にあり、緑豊かな比企郡玉川村では市街化が年々すすみ、交通量の増加と相まって県道は飽和状態に近づいております。そこで、市街地を迂回するバイパスを建設し、交通の安全と効率化を確保する計画に至ったものです。

バイパスの建設予定地には、根拠遺跡が広がっていることが知られておりました。これら埋蔵文化財の取り扱いについては、関係各機関が慎重に協議を重ねてまいりました。

その結果、どうしても避けることのできない部分については、埼玉県教育庁生涯学習部文化財保護課の調整により、埼玉県土木部道路建設課の委託を受け、当事業団が発掘調査を行い、記録保存の措置をとることになりました。

根拠遺跡がある玉川村は、鶴鶴が躍る都幾の川辺や、緑深い春日の森に抱かれるようにたたずむ由緒ある寺社、新編武蔵風土記稿にもしるされた名勝玉壺など、

景勝に優れ、文化遺産にも恵まれております。また、中世の瓦が多く出土した春日神社境内遺跡をはじめ、中世の館跡や山城跡などが点在し、学術上重要な遺跡も多く知られる地域でもあります。

発掘調査の結果、縄文時代の住居跡や屋外炉、中・近世の掘立柱建物跡や塼跡などが発見されました。とくに、近世の遺構は、代官屋敷として古くから地元で伝わる「玉川陣屋」の一部を構成するものと考えられます。

本書は、これらの成果をまとめたものであります。埋蔵文化財保護の資料として、また、学術研究や教育・普及の基礎資料として広く活用していただければ幸いです。

最後になりますが、発掘調査から本書の刊行に至るまで御指導、御協力をいただきました埼玉県教育庁生涯学習部文化財保護課をはじめ、埼玉県土木部道路建設課、同東松山土木事務所、玉川村教育委員会、ならびに地元関係者各位に対し厚くお礼申し上げます。

平成10年5月

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
理事長 荒井 桂

例言

1. 本書は、埼玉県比企郡玉川村に所在する根際遺跡の発掘調査報告書である。
2. 遺跡の略号と代表地番及び発掘調査届に対する指示通知は、以下のとおりである。
根際遺跡(NGW)
埼玉県比企郡玉川村大字玉川字裏宿3883番地他
平成7年6月16日付け 教文第2-51号
3. 発掘調査は、県道下川坂戸線の建設に伴う事前調査であり、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課が調整し、埼玉県土木部道路建設課の委託を受け、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。
4. 本事業は、第1章の組織により実施した。本事業のうち、発掘調査については黒坂禎二、橋本充史が担当し、平成7年6月1日から平成7年8月31日まで実施した。
整理報告書作成作業は黒坂が担当した。
5. 遺跡の基準点測量、および航空写真撮影は、新日本航測株式会社へ委託した。
6. 発掘調査時の遺構写真は、黒坂、橋本が撮影した。遺物の写真撮影は黒坂が行った。
7. 出用品の整理及び図版の作成は黒坂が行った。本書の執筆は、I-1を埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、他を黒坂が行った。
8. 本書の編集は、黒坂がたった。
9. 本書にかかる資料は、平成10年度以降、埼玉県立埋蔵文化財センターが保管する。
10. 本書の作成にあたり、下記の方々よりご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表します。(敬称略)
石川安司・大友 務・小沢孝・関口誠一

凡例

1. 遺跡全体図におけるX・Yの数値は、国土標準平面直角座標第IX系(原点:北緯36度00分00秒、東経139度50分00秒)に基づく各座標値を示す。

また、各挿図における方位の指示は、すべて座標北をあらわす。

2. 調査区内におけるグリッドは、座標値X=1.14、Y=-48.34を原点(A1)とし、10m×10mの方形で設定した。呼称は、方眼の北西隅の枕名称を用い、南方向アルファベット、東方向数値で指数が増加する方法をとった。

3. 測量、遺物実測図の縮尺は、原則として以下のとおりである。

遺構 竪穴住居跡・掘立柱建物跡・炉穴・土塼・堀・溝 …1/60・1/100

遺物 縄文時代 …1/3

平安時代・中近世…1/4

古銭 …1/2

その他、遺跡位置図、周辺地形図、遺跡全体図などは、その都度縮尺率を示した。

4. 測量、および遺物実測図内の網目指示は以下のとおりである。

斜線…土壌による地山

ドット…焼土・油煙付着

砂目…被覆乱部

5. 本書における遺構の表現は、便宜上、下記の略号で表記した部分がある。

SJ…竪穴住居跡 SB…掘立柱建物跡

SL…炉穴 SK…土塼

SD…溝

6. 断面測量図中の上層番号は、ローマ数字が遺跡全体に通じる基本土層、算用数字が遺構個別の観察結果を表す。

7. 一覧・観察表中の記載基準は以下の通りである。

◎度量衡

標高・遺構計測値…m単位

遺物計測値…cm/g単位

◎土師器・須恵器の胎土

W…白色粒子 B…黒色粒子

R…赤色粒子 G…灰色粒子

針…白色針状物

◎土器の焼成

A…良好 B…普通 C…不良

◎色調

農林水産省水産技術会議事務局監修「標準土色帳」

1976による

◎その他

()…推定値

残存率…実測部位:% (10の倍数)

8. 文中の引用文献は、(著者 発行年)の順で表現し、参考文献とともに巻末にその一覧を掲載した。

目次

序	(1)住居跡	11
例言	(2)炉穴	12
凡例	(3)土壌	15
目次	(4)遺構外	17
	2. 平安時代の遺構と遺物	18
I 発掘調査の概要	(1)土壌	18
1. 発掘調査に至るまでの経過	(2)焼土跡	18
2. 発掘調査・報告書作成の経過	3. 中世以降の遺構と遺物	19
(1)発掘調査	(1)掘立柱建物跡	19
(2)整理・報告書作成	(2)柱穴	24
3. 発掘調査・整理・報告書刊行の組織	(3)土壌	24
II 遺跡の立地と環境	(4)堀跡	29
III 遺跡の概要	(5)溝	30
IV 遺構と遺物	V まとめ	31
1. 縄文時代の遺構と遺物	引用参考文献	

挿図目次

第1図 埼玉県の地形	3	第12図 平安時代の土壌と出土遺物	18
第2図 遺跡周辺の地形イメージ	4	第13図 第1号掘立柱建物跡	19
第3図 遺跡の位置	5	第14図 第2号掘立柱建物跡	20
第4図 小沢氏の下川陣屋想定地	7	第15図 第3号掘立柱建物跡	21
第5図 調査区の位置と玉川陣屋	8	第16図 第4号掘立柱建物跡	22
第6図 遺跡全測図	10	第17図 第5号掘立柱建物跡と出土瓦	23
第7図 第1号住居跡と出土遺物	11	第18図 中・近世の土壌(1)	25
第8図 炉穴	13	第19図 中・近世の土壌(2)	26
第9図 炉穴出土遺物	14	第20図 中・近世の土壌(3)と出土遺物	28
第10図 縄文時代の土壌と出土遺物	16	第21図 堀	30
第11図 遺構外出土の縄文時代遺物	17	第22図 溝	30

表 目 次

第1表 第33号土壌出土遺物観察表 ……………18	第2表 C-15グリッド焼土跡出土遺物観察表 ……18
---------------------------	-----------------------------

図 版 目 次

図版1 根拠遺跡航空写真（南遠景）、 根拠遺跡航空写真（西遠景）	第15号土壌、第21号土壌、 第22号・第24号土壌
図版2 根拠遺跡航空写真（東近景）、 根拠遺跡航空写真（西近景）	図版11 第23号土壌、第24号土壌、第25号土壌、 第28号・第29号土壌、第31号土壌、 第32号土壌、第36号・第37号土壌、 第40号土壌
図版3 調査区中央部全景、第1号住居跡	図版12 第1号堀跡、調査区西水路
図版4 第1号孤立柱建物跡、第2号孤立柱建物跡	図版13 遺構出土の縄文時代遺物、 遺構外出土の縄文時代遺物
図版5 第3号孤立柱建物跡、第4号孤立柱建物跡	図版14 C-15グリッド焼土跡出土須恵器環、 第25号土壌出土土師器皿、 第5号孤立柱建物跡出土瓦（凹面）、 第5号孤立柱建物跡出土瓦（凸面）、 土壌出土中近世遺物
図版6 第1号～第4号孤立柱建物跡、 第5号孤立柱建物跡確認状況	
図版7 第5号孤立柱建物跡掘方断面、 第5号孤立柱建物跡掘方	
図版8 第1号・第2号か穴、第7号か穴	
図版9 第10号か穴、第11号か穴	
図版10 第2号・第3号土壌、第10号土壌、 第11号土壌、第13号土壌、第14号土壌、	

I 調査の概要

1. 発掘調査に至るまでの経過

埼玉県では、多様化する県民の生活圏の拡大への対応や、高度化する産業活動の円滑化などを図るため、体系的な道路網整備を行っているところである。特に、県内地域間の連携を高めるために東西方向の県道の強化が図られている。これらの構想のもと、県道玉川坂戸線建設事業が計画された。

埼玉県教育庁生涯学習部文化財保護課では、こうした各種開発事業に対応するため、開発部局と事前協議を行い、文化財保護と開発事業との調整を進めているところである。

当事業にかかる埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、埼玉県土木部道路建設課長より、平成4年7月1日付け道建第186号で、埋蔵文化財の所在及びその取扱いについての照会があった。これに対し、文化財保護課では、平成5年2月24日付け教文第384号で、次のように回答した。

1 埋蔵文化財の所在

名称	種別	時代	所在地
根際遺跡	集落跡	縄文時代	玉川村玉川

2 取扱い

上記の埋蔵文化財包蔵地は、現状保存することが望ましいが、事業計画上、やむを得ず現状を変更する場合は、事前に文化財保護法第57条の3の規定に基づき文化庁長官あての発掘通知を提出し、記録保存のための発掘調査を実施してください。

発掘調査については、調査実施機関である財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団、道路建設課、文化財保護課の三者により、調査方法、期間、経費等を中心に協議が行われ、その結果、平成7年6月1日から同年8月31日までの予定で発掘調査が実施されることで協議が終了した。

発掘調査に先立って、事業者側から文化財保護法第57条の3第1項の規定に基づく発掘通知が、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団からは同法57条第1項の規定に基づく発掘調査届が提出され、発掘調査が実施された。

なお、発掘調査届に対する指示通知番号は、次の通りである。

平成7年6月16日付け 教文第2-51号

(文化財保護課)

2. 発掘調査・報告書作成の経過

(1)発掘調査

〔平成7年6月〕上旬の準備を経て、現場事務所を設置、重機による表土削除、基準点測量を開始し、同時に人力による遺構確認・精査に着手した。

〔7月〕引き続き遺構の精査を調査区の東方より進め、順次西方に移動した。

〔8月〕調査区西方の遺構群を精査、さらに、遺跡航空写真撮影を経て、器材等撤収、現場事務所解体をもって発掘事業を完了した。

(2)整理・報告書作成

〔平成10年4月〕遺物搬入後、写真整理、図面整理を行う。また、遺物を分類・抽出し、不足のあるものについては水洗・注記を行う。

また、並行して写真等の割付・原稿執筆を行う。

〔5月〕前月の作業を継続するとともに、地形図作成、報告書掲載遺物の写真撮影を行った。

下旬、報告書印刷のための入札を実施した。

〔6月～8月〕3度の校正を経て本書の刊行に至る。

3. 発掘調査・整理・報告書刊行の組織

主体者 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

(1)発掘調査(平成7年度)

理事長	荒井 桂
副理事長	富田 真也
専務理事	吉川 國男
常務理事兼管理部長	新井 秀直
理 兼 調 査 部 長	小川 良祐
管理部	
庶務課長	及川 孝之
主 査	市川 有三
主 任	長 滝 美智子
主 事	菊 池 久
専門調査員兼経理課長	関野 栄一
主 任	江田 和美
主 任	福田 昭美
主 任	腰塚 雄二
調査部	
調査部副部長	高橋 一夫
調査第二課長	大和 修
主任調査員	黒坂 禎二
調 査 員	橋本 充史

(2)整理事業(平成10年度)

理事長	荒井 桂
副理事長	飯塚 誠一郎
常務理事兼管理部長	鈴木 進
管理部	
庶務課長	金子 隆
主 査	田中 裕二
主 任	長 滝 美智子
主 任	腰塚 雄二
専門調査員兼経理課長	関野 栄一
主 任	江田 和美
主 任	福田 昭美
主 任	菊池 久
資料部	
資料部長	増田 逸朗
主 幹 兼 資料部副部長	小久保 徹
専門調査員兼資料整理第一課長	坂野 和信
主任調査員	黒坂 禎二

II 遺跡の立地と環境

秩父盆地と関東平野を画する外秩父山地は、その東麓において加治・比企などの残丘を従えている。八王子―高崎構造線を境とする両者は、それぞれ包く低地部の多寡によっても明らかなちがいをみせる。そして、丘陵は、さらに小規模な台地部を取りこみ、進退を重ねながら関東平野へととけこんでいく。

根拠遺跡は、構造線に沿うように走るJR八高線の明覚駅から約1kmの北東にある。ここはまた、外秩父山地に源を発する都幾川が、村内を東西に横切る雀川を従えつつ、ようやく低地帯を広げはじめる要の位置にあたる。

遺跡の下層は、荒れた都幾川の名残である礫質土が捻転し、まれに厚さ数十cmのローム質土が分布する。東は落差約7mの斜面で遺跡を明確に区分する。

もう一つ、遺跡は都幾川の支流となる雀川にも面し、その段丘形成作用にさらされている。遺跡の南は旧河道を伝う水脈が1mほどの落差をもつ段丘崖線の直下に横たわり、都幾川低地に面した東では水流を伴う小

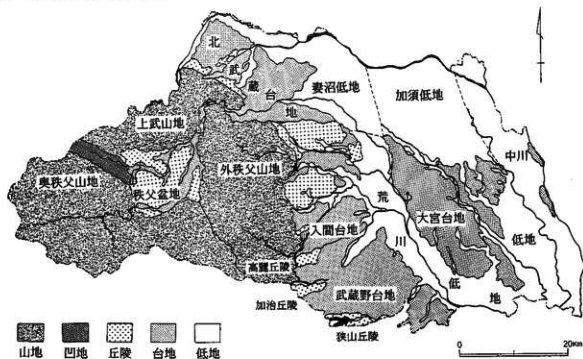
谷を成している。

また、北は、対岸の春日山からせり出した三波川系結晶片岩の岩盤が現雀川の流れにあらわれ、わずかな間ではあるが、緩急が織りなす溪谷美をかもし出している。「新編武蔵風土記稿」にも讃えられたこの「玉壺」は、すぐに近づきかたい断崖壁と化し、東の都幾川低地帯に至るまで続く。

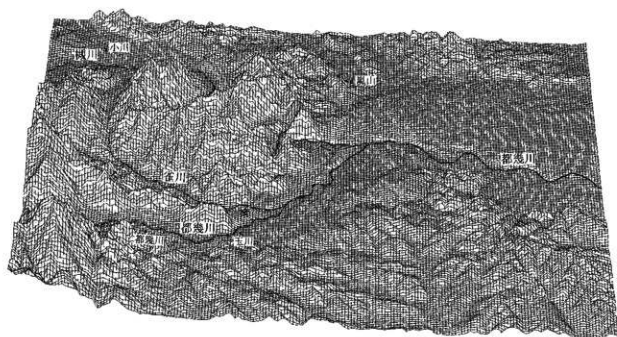
根拠遺跡の調査では、縄文時代と平安時代、そして中近世の遺構・遺物を検出した。弥生・古墳時代で遺跡数が極端に減少するという時代的な偏りは、入間・比企両郡でも外秩父東麓に共通の傾向である。

現在、玉川界限の縄文時代遺跡は早期前葉の夏島期から後期中葉の加曾利B期までが確認されている。これらは、いくつかの地形的な特性による時代的な選択性が認められる。すなわち、玉川村・比企郡嵐山町境界の嵐山溪谷周辺、都幾川兩岸の台地、そして、根拠遺跡の北西で照葉樹林を色濃く残す春日の森から物見山に至る山後部の四群がこれにあたる。

第1図 埼玉県の地形 (1/700,000)



第2図 遺跡周辺の地形イメージ



早期は都幾川右岸の日野原遺跡(石岡他1982)で擦糸・沈線文系土器が出土したが、もっぱら山麓部で多くが発見されている。沈線文系土器を出土した菰山遺跡をはじめ、寒風・檜沢東・北山遺跡などで条痕文系土器が出土し、うち前者二者では屋外からも調査されている。さらに、雀川最奥部の長久保遺跡(石川1997)や台地上の地家遺跡(石川1996)、愛宕山麓麓の玉川小学校裏遺跡でも早期資料が出土しているが、いずれも都幾川の左岸にあたり、その優位は揺るぎない。

前期に移行しても山麓部及び都幾川左岸優先の傾向はかわらない。前出の遺跡全てで羽状縄文系・竹管文系の遺物が出土し、北山・寒風遺跡では黒浜期の住居跡や土壌が、檜沢東・寒風(植木1995、細田・宮崎1996)・長久保遺跡では諸磯b期の土壌やc期の住居跡が検出されている。

この期に忽然と現れるのが、嵐山溪谷周辺の遺跡群である。玉川村分の山王山・小倉遺跡で黒浜期の住居跡が各1軒(石川1993)、嵐山町分の山根遺跡では黒浜期5軒、諸磯a～b期7軒の住居跡が調査されている(梅沢他1983)。また、これに加え、細原・東落合遺跡

でも前期の資料が確認されているが、その後の継続性ははっきりしない。

黒浜期から諸磯期にかけて遺跡数が増大するのは関東平野一般の傾向である。だが、多くは諸磯c期に反転、勢いを失う。嵐山溪谷周辺がその典型である。これに対し、山麓では、継続性はないものの、同期も居住跡を営む例が多い。都幾川流域では檜沢東・寒風・北山・長久保・玉川小学校裏遺跡で諸磯c期の遺物が検出されており、その密度は周辺に比類ない。

その余勢をかうように、前期末から中期初頭の資料も寒風・玉川小学校裏・地家遺跡で発見されている(宮崎1995)。そして、寒風・玉川小学校裏遺跡で確認されている阿玉台I B・藤内期を境に集落立地は都幾川右岸の台地に移る。

中期中葉では、台地指向がはっきりあらわれる。都幾川右岸の狐塚遺跡では加曾利E II期の住居跡2軒を調査した(小野1991)。また、周辺の原(小野1989)・日野原遺跡でも同期の遺物が出土している。この3遺跡は断続的ながら後期前葉までの遺物が出土し、日野原遺跡では黒之内期の住居跡も検出している。

第3図 遺跡の位置 (1/25,000)



1. 根拠遺跡 ★
 【縄文時代の遺跡 ●】
 2. 山根遺跡 3. 山王山遺跡 4. 小倉遺跡 5. 細原遺跡 6. 東落合遺跡
 7. 槍沢東遺跡 8. 寒風遺跡 9. 笹山遺跡 10. 小松遺跡 11. 北山遺跡
 12. 地家遺跡 13. 原遺跡 14. 玉川小学校裏遺跡 15. 伊勢の台遺跡
 16. 狐塚遺跡 17. 日野原遺跡 18. 江光台遺跡 19. 八幡遺跡
 【城館跡 ■】
 20. 小倉城跡 21. 玉川郷ノ内館跡 22. 青山城跡
 【中近世の遺跡 ▲】
 23. 山根遺跡 24. 明王院裏中世墓跡 25. 坪ノ内遺跡 26. 龍福寺中世墓跡
 27. 春日神社境内遺跡 28. 地家遺跡 29. 匠光寺跡

一方、都幾川左岸は台地部に限りがあるためか、前代までの勢いはない。このなかで、地家遺跡では勝坂末から加曾利E系初頭の住居跡が9軒調査されている(小野1990a、石川1996)。また、堀之内系土器も出土したが、雀川流域の中野原遺跡では同期の敷石住居跡が発見されている(坂詰1964)。

この他、都幾川上流の江光山遺跡では、環状に分布する中期後半の土壇群が調査されており(梅沢1980)、八幡遺跡では黒浜期の住居跡をはじめとして、早期から後期前葉まで間断なく遺物が出土している(梅沢1978、井上・小倉1998)。

このように、玉川周辺の遺跡は早前期と、中後期で遺跡立地の指向が変質する。前半は都幾川左岸、それも山稜部に集中していた遺跡は次第に山を降り、嵐山溪谷での盛衰を経験しつつ、後半期には台地部へと遷地の好みを逆転させた。

この地区は、早期末から前期前葉、同後葉から中期初頭、中期前葉など、県内では密度が薄い時期にも遺跡が営まれる。結果、早期中葉から後期中葉まで、相対的な遺跡数の起伏が他よりも少なくなる。

柳川流域の小川盆地も似た傾向をもつが、都幾川上流域ほどではない。また、外秩父東麓の南部では、流域ごといくつかの不足がある。ここに、関東平野の西端に属しつつ、外秩父の群風を伝う南北の流れを合わせもつ玉川の地域性を見ることができ。

そして、堀之内から加曾利B系土器を出土した山稜部の寒風遺跡、後期中葉の山形土偶が採集された低位段丘の後久保遺跡(堀野他1991)の、さらなる変質を示唆するような立地の両極にある二遺跡を最後に、周辺の歴史は躍動を失う。

二千年の閉塞とした期間を経て、ふたたび玉川が胎動を始めるのは、比企郡鳩山町を中心とする南比企窯跡群の展開と連動した奈良時代遺跡の建設からである。同窯跡群の北進は、北部分水嶺を超えた都幾川流域にも影響を及ぼし、久しく人畜の落ち着きを見なかった同地にいくつかの集落が進出し、狐塚遺跡・原遺跡(小野1989)などでこれが確認されている。

さらに、平安時代には窯跡群そのものへの地形・地質的適正が認められ、嵐山町将軍沢窯跡群(浅野他1982)と並び、日野原窯跡群(石岡他1982)や亀の原窯跡群(坂詰他1961、石川1994a)が操業を開始する。また、工人集落と目される跡新田遺跡(小野1990b、小野1992、石川1995)や伊勢ノ台遺跡(堀野他1991)などの集落も活発な展開を見せる。

だが、これらの動きも都幾川の低地を越える積極性をもたず、窯業生産を前提とした工人たちのめがねにかなわぬ同川左岸では、地家遺跡に一般集落ともしき痕跡がたどれる程度である。

都幾川左岸が縄文以来の隆盛を取り戻すのは、中世から戦国時代に至ってからである。とくに、根際遺跡から雀川を隔てた地家地区では、地家・都幾・雀の三川に囲まれた地形的特性を活かし、完結した権力層の政教空間が形成された。

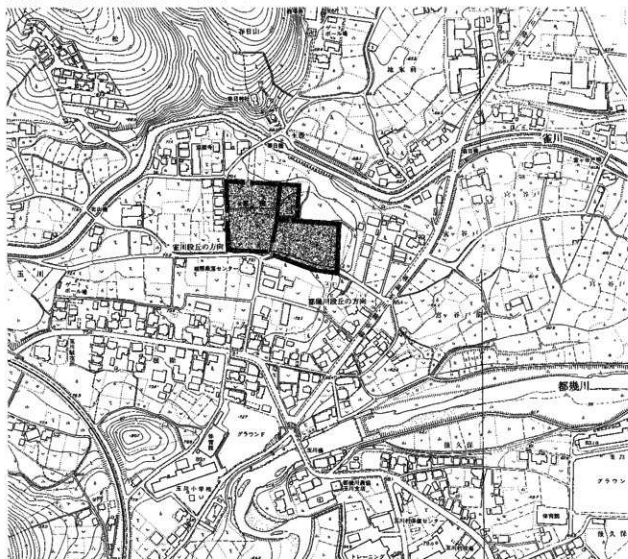
鎌倉前期の阿笥陀如来像を擁する龍福寺裏では、鎌倉から室町に至る14世紀代に位置づけられる蔵骨器が大量に出土した(坂詰1958)。龍福寺の西に接し、玉壺を見おろす春日神社からは、おなじ頃の瓦留りと、15世紀代の瓦敷遺構が検出されている(石川1994b)。

また、両寺社を庇護した藤原盛義の居館とされる堀ノ内館跡は、堀内の遺物出土状況より、14世紀代より継続し、15世紀代前半に改竄が行われたことか確実視されている(小野1990c)。そして、堀ノ内館跡を域内に取込む地家遺跡A地点では、14世紀代の墓跡と外周配石が発見されている(小野1990a)。

一方、田黒地区の柳川南岸には小倉城跡が残る。城郭構造から戦国期に機能し、後北条氏の臣下であった遠山氏との関連が指摘されているが、14世紀中葉の遺物が採集されたほか、詳細は不明である。また、小倉城が見下ろす柳川の対岸には嵐山町山根遺跡があり、15・16世紀代の建物跡や配石遺構などが発見されており、この地区を軍事だけでなく、地域経営の拠点と理解する向きもある(利根川他1991)。

この他、玉川岸域に点在する寺院は、開山・中興が戦国後半期から近世初頭に集中しており(田村1995)、

第4図 小沢氏の玉川陣屋想定地 (1/5,000)



この地の興隆が堀ノ内・地家遺跡群の解体後も継続していたことを物かげっている。

そのような背景のなか、徳川家康の関東入封にともない玉川村内には陣屋が設けられ、関東代官頭などを勤め、創業期の幕府地方支配に大きな業績を残した大久保十兵衛長安の配下で旧武田家臣の平岡帯刀が初代代官として赴任した。

この陣屋は、現在「玉川陣屋」と称されている。その設置年代は、天正18 (1590) 年 (小沢1968) や文禄3 (1594) 年 (本間1980) などの諸説があり、一定していない。いずれにせよ、「御入国」以後、さほど経過しない時期にあったという点では大方が一致している。

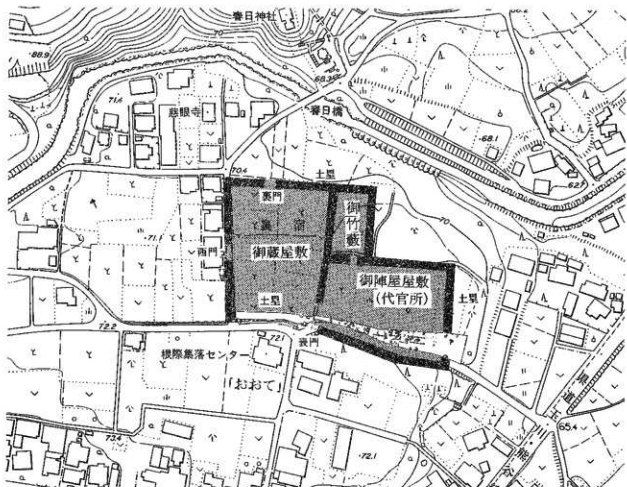
玉川陣屋の管轄は、年代によって増減はあるが、最

大て入間郡北部から比企郡西部、秩父郡東部のいわゆる「山の根」地域の42か村に及んだ。玉川領内の年貢は都幾川と「関東山の辺の道」が交わる玉川郷の地に集積され、陸路川越へ、のちに新河岸川を經由して江戸に輸送された。

あわせて、元和年間 (1615~24) には三代代官堀左右衛門によって陣屋の南、根宜屋 (根際) に上宿・中宿・下宿の町割りがなされ、都幾川対岸の一ト市と交互に三・九の六斎市が立ち、領内の政治・経済の拠点となっていた。慶安2 (1649) 年の『武蔵田圃簿』には領内最大の石高を誇る玉川郷の繁栄が印されている。

しかし、その栄華も長くは続かず、天和から貞享年間 (1681~1688) には物流の呼び水であった陣屋に衰

第5図 調査区の位置と玉川陣屋 (1/2,500)



敷の兆候が現れはじめ。さらに、元禄4 (1691) 年前後に敷地の一部を地元農民に預作させたり、同8 (1695) 年頃には上納された賦役の保管を百姓家に委託したり、敷地内の開発計画で地域が騒動するなど、機能縮小を彷彿させる記事が今に残る。

陣屋の正確な廃止年代も、開設年代と同様、はっきりとしない。「新編武蔵国風土記稿」には元禄年中 (1688~1704) に廃すとある。だが、在地的支配と中間搾取の温床とした陣屋の改築が断行された天和・貞享年間に実質的な廃止を認める向き (根岸1991) や、尾川郷の過半が旗本内藤正典の知行地となった宝永6 (1709) 年とする見解 (小沢1968) もある。

さて、小沢孝一氏は地元に残された文書を詳細に分析し、玉川陣屋の継続年代や機能、管轄所領の推移などを詳しく考究した (小沢1968)。このなかで、氏は陣

屋の所在地を大字玉川字奥宿にあて、寛文8 (1668) 年の惣検地帳に記された年貢除地の面積をもとに具体的な敷地を特定した (第4・5図)。今回の調査はその南を横切る形で行われることとなった。

前出の元禄8 (1695) 年の上申によると、敷地内には陣屋建物の他に、御蔵屋敷、牢屋、垣根、土塁、防火・防犯の竹藪などが存在したという。小沢氏はこの他、陣屋の構えと内部を区切る堀、表・西・裏の三門、二箇所の土橋を想定した。このうち、調査前に確認できた名残は、排水路と化した南構え堀西部と、往時そのままであろう段丘崖の自然流路のみであった。

想定地内ではこれまで中近世の遺構は発見されておらず、「おおて」と呼ばれる小道の正面に村管理の「玉川陣屋」碑がたえずむばかりであった。今回の調査は初めての考古学的検証の機会となった。

III 遺跡の概要

発掘調査は、都幾川の開析谷に東に望む台地上、現遺部分を除く約1,400㎡を対象として実施した。このうち、都幾川低地に至る斜面部は、遺構が存在する可能性が薄いため、断面観察用のトレンチを設定したのみで調査を終えた。

台地上における精査の結果、縄文時代の遺構群と、平安時代、そして、中世から近世にかけて構築されたと思われる遺構群が重複して発見された。その内訳は、縄文時代早期の炉穴1基、同前期の竪穴住居跡1軒、土壌7基、平安時代の土壌1基、焼土跡1箇所、中世から近世にかけての掘立柱建物跡5棟、堀跡2箇所、溝2条、土壌38基である。

縄文時代早期の炉穴群は、調査区の東に片寄りながらも、低地への崖線から約20m奥に分布していた。これらは、1〜3基がブロック化しながら、おおよそから6mの間隔で分布している。さらに、例外的な1基を除けば、北の調査区外にのびる弧状に展開するようにも見える。調査区外をあわせて環状にめぐると推定される。

今回検出した炉穴群は、楕円を基調とする形態と不規則な重複については他遺跡の例と合致する。だが、覆土の下層に焼土ブロックを含むのみで、確たる炉床を発見できなかった。これは、継続期の不足と礫層の地山が災いしていると解釈せざるを得ない。

出土遺物は縄文早期末から前期初頭にかけての縄文施土石器と奈良文系土器が混合して出土している。地点が離れるが、土壌のうち3基も同じ時期の遺物が出土しており、連携をもつものと考えられる。

次の前期では、前半の住居跡と、後半に構築された土壌4基がある。住居跡は推定6本主柱穴と壁柱穴列、そして遺物から、三ツ木式期に構築されたものと判断できる。土壌は、出土した遺物から、諸磯a・b式期の構築となるだろう。

平安時代の遺物は、調査区東と、中央に多く出土した。このうち東は、径2m範囲で遺物の集中と焼土の

散布が認められたものの、遺構が確定できず、焼土跡として報告する。一方、中央では比較的広い範囲で遺物が散布していたが、遺構として把握できたのは土壌1基のみである。

調査前より細心の注意を払ったのが、中近世の遺構である。前章でもふれたとおり、この地は近世初頭の陣屋跡の候補地となっており、構え堀や土塁、門などの想定がなされていた。

調査区は想定地の南端を東西に貫く形となり、加えて現道との兼ね合いから確認範囲に大きな制約があった。今回の調査により存否を確定できるかどうかを危ぶんだが、結果、掘立柱建物跡の一部と堀跡が小沢氏の想定どおり検出できた。

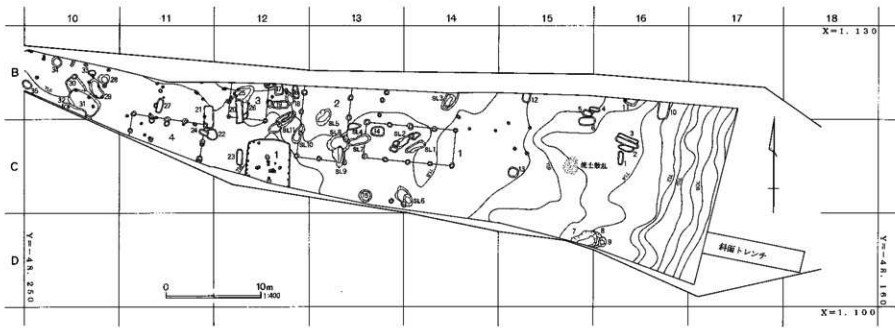
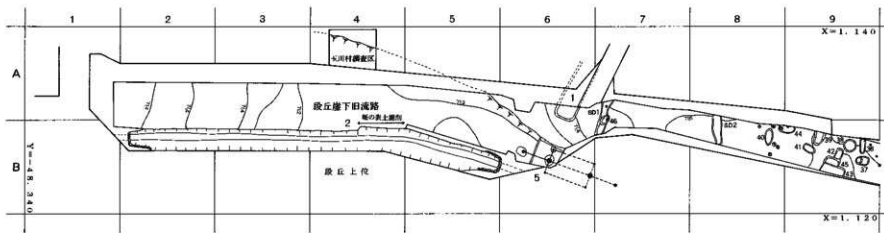
5棟を調査した掘立柱建物跡のうち、東の4棟は床持ちの建物で、軸方向を整然と揃えて縄張りされていた。規模が確定できるのは桁行き30尺級の4間1間建物1棟のみだが、柱間の間隔などから推測すると、桁行き40尺超規模の建物も存在する。

これに対し、調査区内を縦断する農道と村教育委員会建立の陣屋顕彰碑の下で検出できた建物跡は、主要部に掘方事業を施し、栗石を封入するなど、他の4棟と異なる構造で、その位置関係から陣屋表門にあたるものと判定した。

また、門跡の背後で検出した堀跡もほぼ想定と合致しており、陣屋内の東西を区画する堀であった可能性が高い。ところが、陣屋の東を区切るとされた堀は存在せず、地形的な変化もないままに都幾川低地の崖線へと至る。また、これら陣屋に関連すると思われる遺構からは、造営期を即座に確定できる遺物は出土せず、わずかな憂いを残すこととなった。

その他、土壌は西調査区の中央付近に密集して分布している。形態や掘削深度はさまざまだが、掘立柱建物跡と直接あるいは理論的に重複するものも多く、関連施設とは考えにくい。出土遺物の大半は陣屋設置期に先行する16世紀前半の所産であった。

第6図 遺跡全測図



IV 遺構と遺物

1. 縄文時代の遺構と遺物

(1) 住居跡

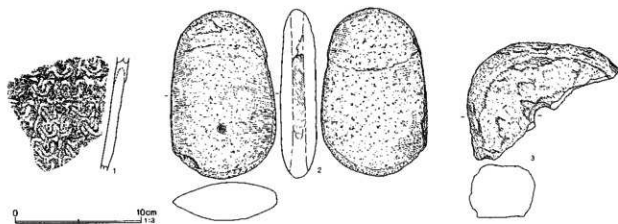
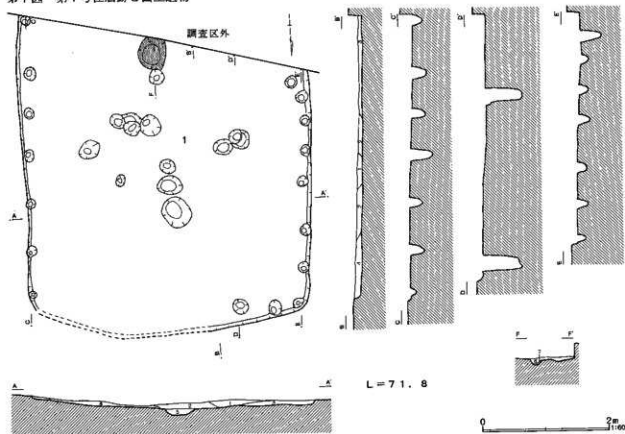
第1号住居跡(第7図)

調査区の中央で検出したが、南側の一部が現道にさしかかり、完掘は果たせなかった。しかし、竪穴開口

部の形態と柱穴等の配置関係によって、全体の想定も可能である。

おおよそ長方形を呈する形態と、壁際に設けた柱穴列、主柱穴及び炉跡の位置関係、さらに、第7図1に

第7図 第1号住居跡と出土遺物



示した出土土器から、前期前半の二ツ木式土器を目安とする段階に造営されたものと考えられる。

覆土は、焼土粒子を含む粘性の強い、黒から暗褐色系土で占められ、外周ほどに明度を増す。恐らく自然堆積であろう。床面は軟弱で、中央部がやや低いが、硬度の不足や居住面の不安定が何に起因するのかは判断できなかった。

壁際の柱穴列は、近年の擾乱が及ぶ北東壁付近で検出できなかったものの、ほぼ同等の間隔で全周するものと思われる。だが、柱穴間を連絡する壁溝は確認できなかった。

主柱穴は、D断面にかかる西列2本と、東列1本の3本を検出したが、その位置関係から、攪乱部と調査区外を含めて6本が土層を支えていた、当時における典型例となるだろう。

炉跡は南に片寄って検出でき、主柱穴との関係から、同期に一般的に見られる北に向かう主軸方向とは逆転していることが察せられる。石組や埋設土器等、炉内の付属施設は検出できなかったが、南向きの軸方向を肯定するように「Cピット」（笹森1981）が検出された。内部の土層は焼土混じりの炉内の層と同一であり、炉の使用時には開口していたと考えられる。

遺物は3点を図示したが、第7図1は第二種の結束部可転縄文を施文する深鉢の胴部片である。上部には下位の施文後に上段の成形を加えた接合部が残る。また、2は緑色凝灰岩を原材とし、面取りが行き届くほど使い込まれた磨石で、中央に僅かな凹部を残す。

一方、3は絹雲母片岩を母岩とする製品であるが、重量感のある器厚と中央の貫通孔が特徴である。石材から連想できる同時代の磨石・石皿類に該当する器種はない。森状の石斧ともとれなくはないが、機能部が鈍角すぎる。あるいは他時代の所産かもしれないが、調査行き届かず、報告時までには結論を得ることかなわなかった。

以上、図示した遺物3点にふれたが、その他、土器小片が2点と、チャート・黒曜石製の剥片4点も出土している。

(2) 炉穴

前章でもふれたとおり、炉穴は調査区の中央に集中して検出され、いくつかの単位でまとまりつつ、弧状に展開している。

長楕円を基調とする形態はともかく、通常炉穴から印象づけられる明確な炉痕はここではみられず、焼土ブロックを多く含む部分が覆土最下層に存在するのみであった。

炉床が遺存しなかった理由には、一つには継続使用期間の短さが考えられるが、炉床にあたる部分から下層の地山は喫煙層であったためともとれる。

また、炉穴群が展開するあたりは、新規の抜根跡が多く残り、礫層が捻転するなど、かなり荒れていた。不定型な形態を見極めようと、慎重に調査を進めたつもりだが、多くの誤りがあると思われる。

当然のことながら、取り上げた遺物のなかにはより新規のものも混入していた。しかし、第9図には炉穴の造営年代を示唆するもののみを掲載している。

第1号炉穴(第8・9図)

C-14グリッドの西寄りて検出したが、炉穴群の中では東寄りの一帯に属する。第2号炉穴と同じような主軸方向をとり、寄り添うように遺存していた。

長径約2.3mほどの長楕円形の開口部が残り、横底はあまり凹凸がない。覆土は2層に分層したが、ローム粒子の多寡による識別のみで、基本的には粘性ある暗褐色土の単純層である。焼土は粒子として含まれるのみで、あまり多くはない。

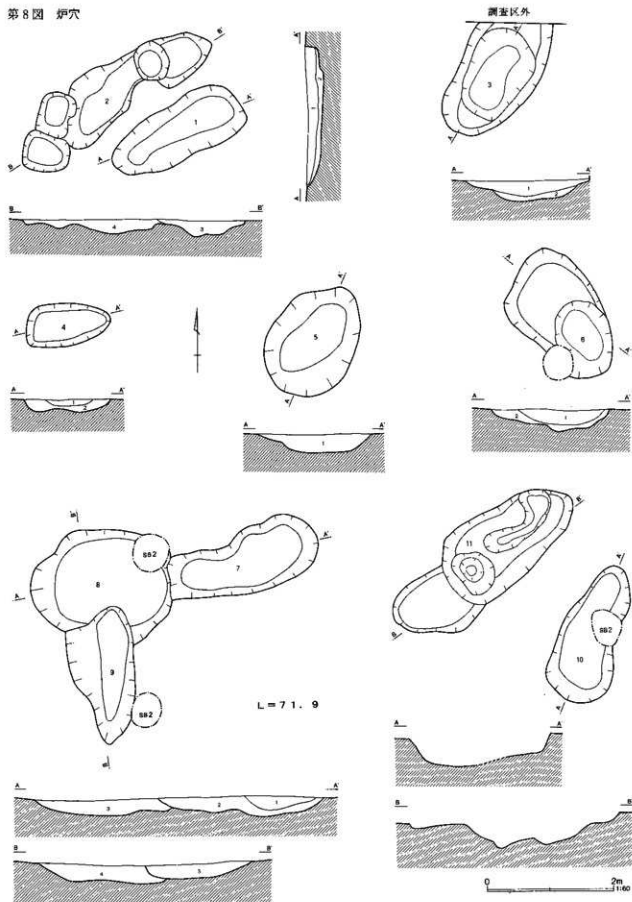
出土遺物は、第9図に示したのを含め、4点が出土した。第9図1は条痕のみの胴部片だが、ナデ込みが浅く、擦痕様となる。図示した他には条痕文系土器が2点、チャートの剥片が1点出土している。

第2号炉穴(第8・9図)

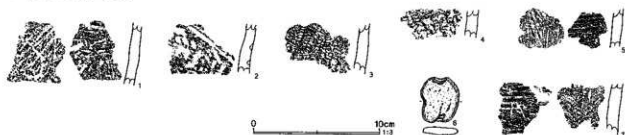
第1号炉穴と同じブロックで軸方向を一にして遺存していた。長径約2.7m程の長楕円を基調とするようだが、中央南がくびれ、不整の小穴が絡む。

他遺構とも思ったが、覆土に分離する特徴がなく、炉穴の不定性を考慮し、同一の遺構として扱った。強

第8图 炉穴



第9図 炉穴出土遺物



いていうならば、やや浅めの南西方が足場となるのだろうか。覆土は第1号と共通する特徴で、焼土の混入はあまり多くない。

遺物は第9図2に示した土器片1点のみが出土した。沈線区画に列点状の刺突を充填する条痕文系土器で、鶏ヶ島台式土器と考えられる。

第3号炉穴(第8・9図)

B-14で検出したが、一部は調査区外にさしかかる。しかし、墳底の形態から、多くはのびないと考えられる。炉穴群の中では最も東で単独に分布している。

形態は単純な長楕円で、長軸規模は2.3mほどになるだろうか、墳底は中央北寄りかやや深い。覆土はやや灰色がかった暗褐色系土で占められ、ローム粒子・ブロックの多寡で分層を施した。焼土は粒子として混入するのみであった。

遺物の帰属期に関わる遺物は、第9図3に示した縄文施文土器1点のみである。条痕文系の気風を残しながら単節斜縄文の施文位を斜方向に合わせる。早期末から前期初頭の所産と思われる。この他、東南の上層に重複していた御木痕に紛れ込んでいたと思われる竹管文系土器が出土している。

第4号炉穴(第8図)

C-13グリッド北で検出し、第7～9号炉穴と同一群を成す。長軸方向約1.3mと小規模である。覆土は灰色がかった暗褐色土で、粘性がある。

遺物は出土していない。

第5号炉穴(第8図)

B-13グリッドの南西隅、第3号から第11号炉穴にかけての弧状分布の内側で発見された。第8号とともに、

楕円の長軸比が低い開口部形態を呈する。

覆土は黒色の強い暗褐色系土で、上から下層まで変化がない。礫層となる墳底の一部が砂化していたが、覆土を含め、焼土は径2mm程度の粒子を少量を含むのみであった。

遺物は出土しなかった。

第6号炉穴(第8・9図)

C-13・14の南方にまたがって検出され、唯一炉穴群の弧状分布から外れる。しかし、その距離は弧状分布内のブロック間と同じ約6mほどである。また、分布の独自性を引き立てるように軸方向は他と異なり、西に傾いて設定されている。

覆土は、粘性のある暗褐色系土が基本で、下層ほどにローム粒子・ブロックの量が増し、色調も黄色味を強める。焼土は、下層ほどその量を増すものの、粒子として混入するのみで、一段と深くなる南方にも明確な炉床は形成されていなかった。

遺物は3点を図示した。第9図4は条痕文系と似通う製作手法をとりながら、器表に斜方向施文の単節縄文が施される早期末から前期初頭の縄文施文土器である。また、5は表裏に擦痕様の撫でつけ痕が残る条痕文系土器、6は結晶片岩の小片際を利用した石錘である。さらに、この他、条痕のみが観察できる条痕文系土器2点が出土している。

第7号炉穴(第8図)

第8号炉穴と重複し、第9号炉穴とも同群に属する位置にある。土層観察の結果、この三連の炉穴群の中では最新に構築されたと判定した。

長軸方向約2.6m程の長楕円の開口部形を呈し、東側

の墳底がやや深い。覆土は黒色味の強い暗褐色系土が主体を占める。

遺物は出土しなかった。

第8号炉穴(第8・9図)

第7号・第9号炉穴と重複するが、前者より古く、後者より新しく構築されたと判定した。検出てきた炉穴群の中で最も長軸比に劣り、円形に近い開口部形を呈する。覆土は暗褐色系土の単一層で、焼土粒子の他に炭化物粒子も少量含んでいる。

遺物は第9図7に示した条痕文系土器が本遺構に伴うものと考えられる。また、他に加曾利E系土器とほうろくがそれぞれ1点ずつ出土しているが、後者は一緒に掘削してしまった第2号掘立柱建物跡の埋土中であつたものかもしれない。

第9号炉穴(第8図)

第8号炉穴に破壊されていることが上層観察から判明している。今回検出した炉穴の多くが東に傾く主軸を指し示すなか、本炉穴はほぼ南北に長楕円を設定している。墳底はやや東により、北は急激に立ち上がるものと考えられる。

覆土は、小石を多量に含む暗褐色系土の単一層で、焼土粒子の他に炭化物粒子も少量含んでいる。

出土遺物はなかった。

第10号炉穴(第8・11図)

C-12グリッド北東で検出した。第11号炉穴を同一ブロックに属し、主軸方向も似通う値を示す。長軸長約2.3mの長楕円を呈し、南の墳底がやや深い。覆土は粘性のある暗褐色系土で占められ、下層ほどその量を増すものの、焼土は粒子でのみ含まれる。

遺物は、本遺構に直接関わる時期のものは出土していない。遺構外第11図5で示した羽状縄文系土器と加曾利E式土器2点が出土しているが、第2号掘立柱建物跡の埋土などに紛れていたものだろう。

第11号炉穴(第8図)

第10号炉穴と並列するように分布し、二層が連絡する二重構造になっている。南西の浅い溜り込みは当初別遺構かとも考えたが、覆土の特徴等、これを識別す

る根拠を見いだせなかった。

このほか、北東の掘方内でも墳底に変化があり、南西が一段深い構造となる。また、北東における墳底の不整形の変化は、地山となる層礫の捻転を掘り違えた可能性もある。

遺物は、本遺構に直接関わる時期のものは出土していない。竹管文系土器とほうろく片が出土しているが、第19号土壇付近から本遺構にかけて広がっていた岡木痕に紛れ込んでいたものと考えられる。

(3)土壇

第7号・第8号・第9号土壇(第10図)

D-15・16にまたがって検出した。一部が調査区外にさしかかり、3基が重複するため、個々の詳しい開口部形態は不明な点が多い。おおよそ、第7号は楕円、第8号と第9号は円形を呈すると考えられる。

それぞれの先後関係は、第7号が第8号を破壊していることは確認できた。だが、確認当初、これらを1基の土壇と考えたため、断面観察の設定線に不足が多く、第9号と他との関係は不明である。

覆土は3壇とも類似しており、粘性の強い暗褐色から褐色系土で占められる。この中で、第7号埋土の第1・2層のみ焼土・炭化物粒子が含まれる。

遺物は、主として第7号土壇部分の覆土より、条痕文系土器3点、竹管文系土器6点、磨石破片2点、石鏟1点が出土した。2時期の土器のうち、遺構に伴うのは破片の量と大きさなどより竹管文系と考えられる。したがって、第8号は、ほぼ同じかそれ以前の時期に構築されたことになる。

第10図に示したのは、1が諸磯b式キャリバー形の沈線土器で、2が石鏟である。2の石材は、風化著しく、判断つかない。

第13号土壇(第10図)

C-15グリッド西で検出した。径約1.1mの円形を呈し、覆土は粘性のある暗褐色系土の単層である。

遺物は第10図3に示した諸磯a式車筋縄文土器1点が出土したにすぎない。

第22号土壌(第10図)

C-11グリッド北東で検出した。中世構築の第24号土壌に西の一部を破壊されている。覆土は褐色土系が主体であり、他の縄文土壌より土色が明るい。

遺物は、早期末から前期初頭にかけての縄文施文土器が7点出土している。遺構の構築期もこれらと時期を一にするものと考えられる。このうち、2点を第10図4・5として示した。いずれも0段多条のRLを斜方

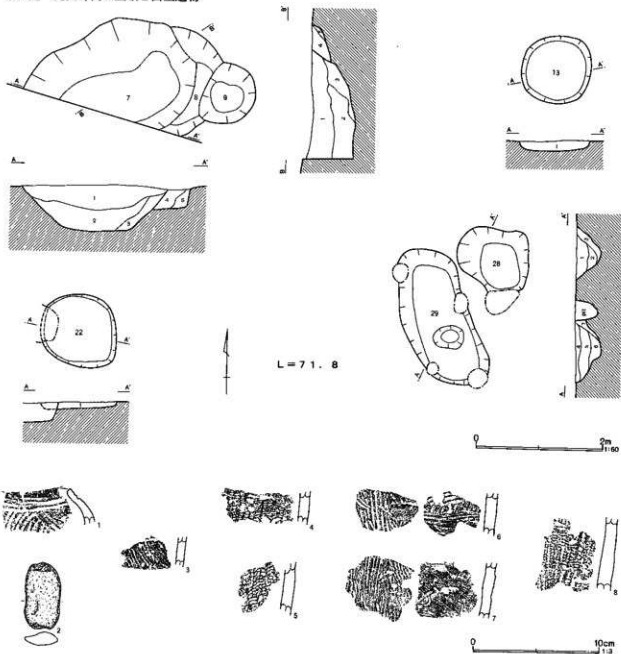
向に押捺している。

第28号土壌(第10図)

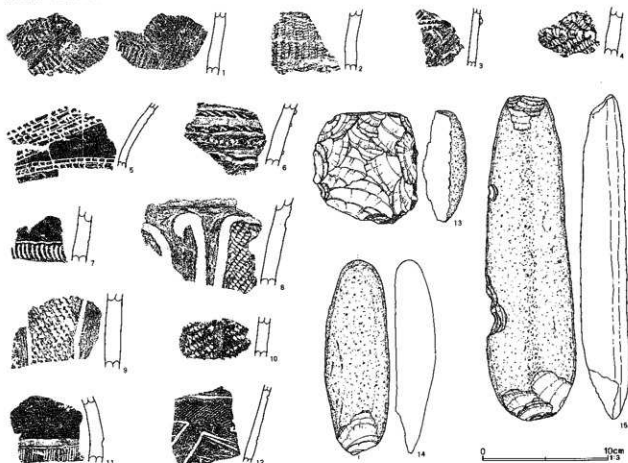
B-10グリッドの東方で第29号土壌とともに検出した。開口部は径約1.2mほどの不整形円形、墳底は漏斗状となる。覆土は黒から暗褐色系土で占められ、下層ほどに黄色味を増す。

遺物は、第10図6・7に示した2点を含め、糸痕のみが残る破片が6点出土した。

第10図 縄文時代の土壌と出土遺物



第11図 遺構外出土の縄文時代遺物



第29号土壌(第10図)

第28号土壌と近接して検出した。開口部形は約2.3m程の長楕円で、中世の4本の小穴に一部を破壊されている。坑底の中央にも1孔あるが、落ち込みの傾斜は緩やかであり、坑底変化の偏差でとらえられる。

覆土は、粘性の少ない黒から褐色系土で、下層ほどに黄色味を増す。遺物は、早期末から前期初頭の縄文施文土器が2点、加曾利E系土器が1点出土したが、第10図8に示した破片の大きさなどから、前者を目安とする時期に構築されたものと判断した。

とすると、本坑は、開口部形態と長径の規模の上で第10号炉穴など、炉穴群の標準的な形態規模と合致し、かつ構築期が近似することになる。

しかし、覆土中の焼土粒子は下層ほど減少し、炉穴の一般的傾向と逆になる。また、一群の分布と離れることなども考え、報告では土壌として扱った。

(4)遺構外

遺構外、及び他時期遺構に混入した縄文遺物のうち15点を第11図に掲げた。

第11図1は条痕文のみの破片で、2は0段多条RLを斜位回転した縄文施文土器である。また、3・4は二ツ木式で、前者は口縁部文様帯片、後者が太いループ文のみの破片である。一方、5は大型菱形文土器、6は諾織り式浮線文土器の胴部片である。

中・後期の破片は6点を示した。7は勝坂系の胴部片、8-11は加曾利E系で、前三者はキャリバー形土器の胴部片である。また、後期は12の堀之内II式土器の胴部片が出土している。

これに対し、石器は3点を示した。13は片面加工の礫器、14・15は敲石である。13は形態と加工法より、早期末から前期初頭に製作されたものと考えられる。

2. 平安時代の遺構と遺物

(1) 土壌

第33号土壌(第12図)

B-10グリッドで検出した。当初は、焼土が混じり、かつ平安の遺物を含むことから、竪穴住居跡のカマドかとも思い周辺の精査を重ねたが、壁溝や柱穴など、これを彷彿させる痕跡は見あたらず、単独の土壌として扱った。

長径約0.7mほどの小規模な円形で、墳底は丸底状となる。覆土は、粘性の少ない暗褐色系土の単純層で、焼土粒子を多く含む。自然堆積か人為的かは判断できなかった。

遺物は、覆土中より、第12図1の須恵器環、2の土師器甕が出土した。

(2) 焼土跡

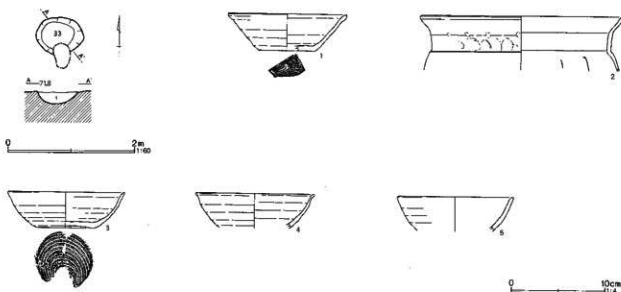
C-15焼土跡(第6・12図)

重機による表土削除直後の遺構確認当初、調査区の東方にあたるC-15グリッド東の径2mに及ぶ範囲で焼土上の散布と須恵器片の散乱が認められた。即座に竪穴住居跡を念頭にした確認作業を行ったものの、覆土はもとより、壁溝やカマド燃焼部の掘方など、住居を想定する要素は皆無であった。

このため、焼土散布の範囲を第6図に示し、焼土跡として扱うこととした。

この中で散乱していた須恵器片は3個体あり、第12図3-5としてこれを示した。

第12図 平安時代の土壌と出土遺物



第1表 第33号土壌出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	環	(12.3)	3.9	(5.9)	WGB針	A	灰オリーブ	20	南比企
2	甕	(21.3)	-	-	WG	B	赤褐	20	

第2表 C-15グリッド焼土跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
3	環	(12.1)	3.8	6.0	WGB針	B	にぶい褐	60	南比企
4	環	(12.2)	-	-	WG針	B	にぶい黄褐	30	南比企
5	環	(12.2)	-	-	WGB針	B	橙	20	南比企

3. 中世以降の遺構と遺物

(1) 掘立柱建物跡

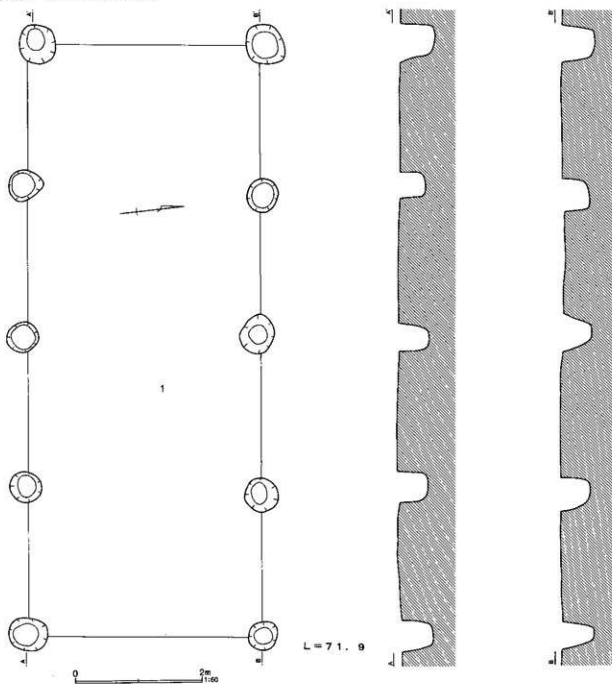
第1号掘立柱建物跡(第13図)

C-13・14グリッドにまたがり、調査区内で検出してきた掘立柱建物跡のなかで最も東に位置する東西棟である。規模は桁行き4間×梁行き1間で、柱間はほぼ等間、規格は本遺跡における掘立柱建物跡の中では大

型である。主軸方位はN-84°-Wで、まさに第2号・第3号と直交する。

調査時は、柱間が不均等ながら、東梁の北延長線上にある小穴を含め、本掘立柱建物跡部分をむしろ庇部のような用途として考え、遺構写真等を撮影したが、それ以上の積極的根拠を見いだせず、報告に際し、最

第13図 第1号掘立柱建物跡



小限の規模に整理した。

柱穴掘方は、粘性少なくまれに小石を含む暗褐色系土で埋め戻されている。中央付近のより暗い土層より判断した柱痕は、角か丸かは判断できなかったものの、径約20cm前後が多かった。

遺物は出土しなかった。

第2号掘立柱建物跡(第14図)

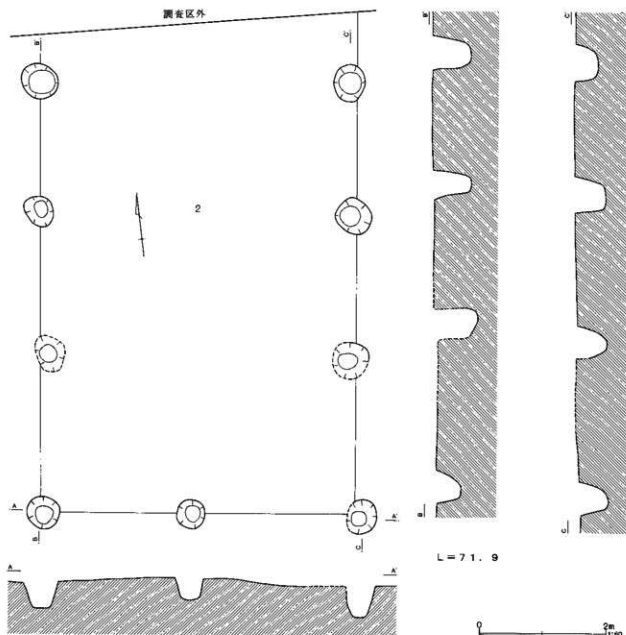
B・C—12・13にまたがって検出した南北棟である。一部の柱穴は、重なり合う炉穴の覆土と識別ができず、

炉穴掘底の小穴で位置を確定した。

北側は調査区外にのびるのが確定であり、現状では桁方向3間、梁方向2間が確定できる。建物の方向はN—6°—Eで、誤差なく第3号と平行し、第1号と直交する。梁行きは柱間からしても、発見できた建物跡の中では最大規模となるだろう。

柱間はほぼ等間て、規格は第1号と並び、本遺跡では大型である。柱穴の覆土は、粘性少なく、まれに地山の小石混じる、変化ない暗褐色系土で、柱痕は確認

第14図 第2号掘立柱建物跡



できなかった。

遺物は出土していないが、第8号が穴としてあげてしまったほうろく片がこの建物の埋土に含まれたものだと考えられる。

第3号獨立柱建物跡(第15図)

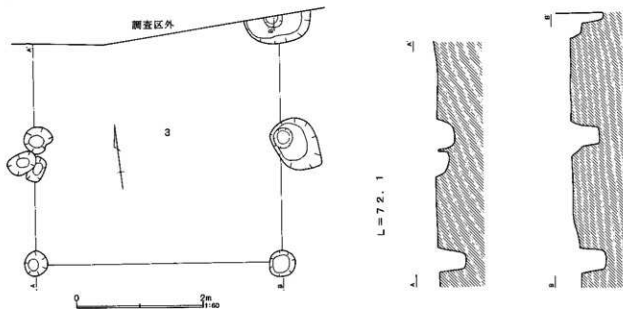
B-12グリッドで検出してきたが、南北棟と思われるその大半が、北側の調査区外にのびている。現状では桁行き2間、梁行き1間が確認できるが、東に展開する第1号・第2号に劣り、第4号と同格に設定された柱間の規格からすると、あまり大規模な棟にはなりそうもない。

ほぼ等間を保つ柱穴の位置から推し量れる建物方向は、N-6°-Eで、第2号と平行し、第4号と直交する。桁東列の2穴は一段大きい幅方を有するが、設置時の形態か、柱の除去が行われたのかは判断できなかった。また、西側の一部は3穴が集中しているが、最北のそれが「正規の柱穴」と考えられる。

柱穴の埋土は、粘性少なくローム粒子・ブロック多く含む暗褐色土で占められ、まれに黒褐色土ブロックを含む。調査した5穴の範囲では、柱痕は発見できなかった。

遺物は出土しなかった。

第15図 第3号獨立柱建物跡



第4号獨立柱建物跡(第16図)

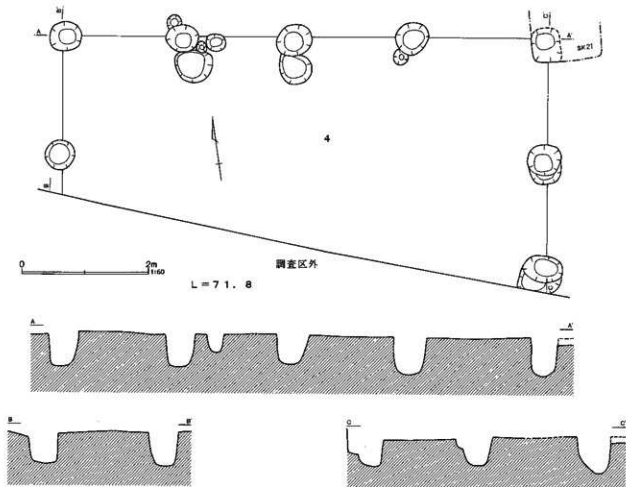
C-11グリッドで検出したが、南は調査区外へのび、全容は不明である。現状では桁行き4間、梁行き2間が確認できたが、第1号〜第3号にみられる梁方向の特徴をみる限り、東西棟と認定して大過ないものと考えられる。

建物の方位はN-84°-Wで、第1号と平行し、第2号・第3号と直交する。柱間はほぼ等間、設定の規格は第3号と同等で、東の2棟に劣る。ほぼ同時期の第21号土塼と重複するが、断面観察の結果、同塼が後出すると判断した。

柱穴の埋土は、粘性強い暗褐色土と黄褐色土の互層で、立柱の際の埋め戻し土が比較的良好に保存されているものと解釈できる。しかし、調査行き届かず、柱痕を特定、把握できなかった。あるいは、半数以上の柱穴が複合構造になっていることが、柱の抜き取りを示唆しているのかもしれない。

2穴からほうろくが出土しているが、小片のため詳細は不明である。また、後に本獨立柱建物跡を破壊した第21号土塼からは、小片だが、16世紀前半と思われる白磁が出土している。

第16図 第4号掘立柱建物跡



第5号掘立柱建物跡(第17図)

調査区の東西を分かち農道と、玉川村教育委員会建立の陣屋跡の直下に検出した建物跡であるが、他の掘立柱建物跡とは異なり、掘方地業を伴い、川原石を持ち寄った根石や栗石が検出できた。

現代の生活道との兼ね合いから、3穴を調査したのみだが、掘方地業の位置、それぞれの穴の規模と作業工程の格差などから、東西に主軸をもち、かつ東がより優先され、北方の小穴は補助的な用途を担っていたものと判断できる。

さらに、掘方内の根石は主軸に沿ってより東方に展開する気配もあり、ここに建物の中心が存在すると思われる。

この3穴等の特徴と、「おおて」と呼ばれる村道の正面に位置することなどから、建物は第6図に示したよ

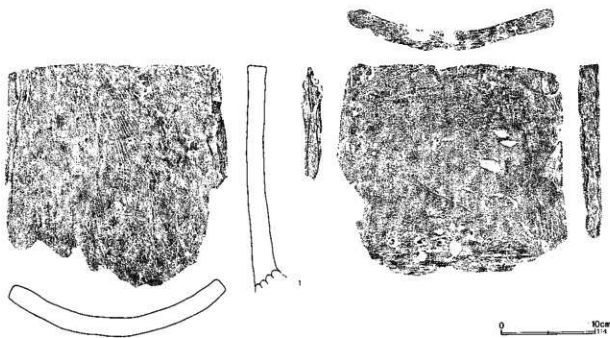
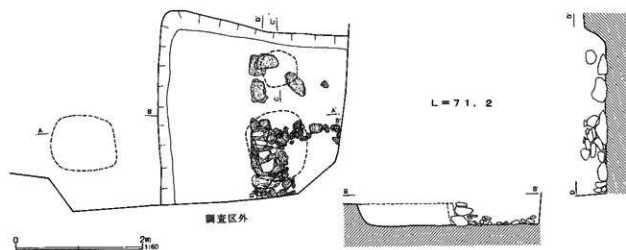
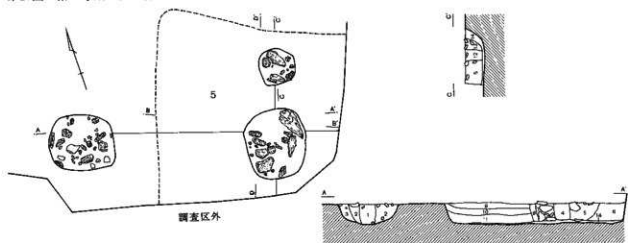
うな、三間四脚門となり、まさに小沢氏想定の玉川陣屋の表門にあたると思われる。

建物の軸方位はN-72°-W、整然と統一された他の建物跡とは設定を異にする。これは、段丘崖の自然地形を利用した構え場との兼ね合いで北西にふれたものだろう。

主要部の掘方地業は大きく6段階の工程で進められている。最初のそれは長方形の掘り込みの外周に版築を伴う埋め戻しを行う。これは、第9~11・14層が相当し、第14層はオリブ褐色の粘質土を別に用意し、墳底と側壁に貼り付けるように埋め戻している。また、第10・11層は、版築効果を高めるためか、周囲にない粘質の強いローム起源の黒褐色土を利用している。

第2の工程は、第1の工程の縁を押さえるようにオリブ褐色の粘土を貼り付け、立柱のための内郭を確

第17図 第5号掘立柱建物跡と出土瓦



定させている(第8層)。また、第3はこれに接して石列を組む(第7層)。

ここで初めて柱を立て、第6層・第5層を埋め戻したようだが、内郭部では地山の礫層に起源をもつ小礫混じる褐色土が用いられており、粘質に劣る。外周の埋め戻しに比べるといささか粗雑である。

柱根の痕跡としては第1・4・12層が相当すると考えられるが、立柱のまま朽ち果てるにまかせたのか、抜き取り処理がなされたのかは、柱際の第2・13層の遺存が少なく、判断がつかなかった。

遺物は掘方内より多く出土したが、いずれも小片で、図示できるものは第17図1に示した軒平瓦の残片しかない。同番は瓦当部を欠いた平瓦部のみが残存している。両面とも縦方向のナデ込みが施され、瓦当部への移行部分のみこれが横方向に行われる。15・16世紀の所産だろうか。

この他、図示できなかったものに、13世紀の常滑甕片、瓦質の片口鉢、16世紀前半の瀬が美濃系の播鉢および大目茶碗、灰釉皿、瓦質のほうろくなどが出土している。また、西柱穴より時期不明のほうろく片も出土している。

(2) 柱穴

根柢遺跡の調査では、掘立柱建物跡以外にも柱穴らしき小穴が多数検出されている。これらは8から11列グリッドに集中する傾向があり、建物跡の可能性も想定し、精密を重ねたが、組み合わせを見抜くことができなかった。

検出できた小穴の多くは、建物跡で設けられた規模に劣るが、なかにはC-13グリッド東南にみられるように、建物跡並の柱穴が対称検出されたものもある。また、10列グリッドの一群のなかには建物軸とほぼ同じ方向で列化するものもあり、垣などの簡単な施設を想定することも可能かもしれない。

いずれにせよ、限られた調査区のなかでは半断つかないものが入半で、今後の調査を期待するしかない。

(3) 土壌

第1号土壌(第18図)

C-16グリッドに位置し、第2号・第3号土壌と近接する。長方形の平面形態や、よくしまつて粘性のある褐色土が主体の覆土の特徴等が内土壌と一致し、軸方向こそ異なるものの、同じ目的で構築されたものと考えられる。

第2号・第3号土壌(第18図)

第1号土壌と直交するように構築されているが、基本的には同様とて構築されたものと判断できる。わずかな範囲だが重複しており、上層観察から第2号が後出すると判断した。

第2号は東西に長い長方形の二重構造となっているが、断面では段差を目安とした分離に積極的根拠を見いだせなかった。

遺物は、第2号よりほうろく片が2点出土した。

第4号・第5号・第6号土壌(第18図)

C-16杭付近で検出した。3基とも軸方向を一にし、やや隅の丸い長方形の平面形態と掘削深度もほとんど共通している。覆土は、よくしまつて粘性があり、やや灰色がかった褐色土がもっぱらで、ローム・焼土粒子をわずかに含む。

第10号土壌(第18・20図)

一部は北側の調査区外へと至り、長短の規模は比較できないが、第6号などの長方形土壌と類似する。だが、規模・城底の深度等違和感がある。覆土はよくしまつて粘性のある褐色土で、下層の方が黒味を増す。第11号・第12号と共通する覆土である。

遺物は、第20図1に示した茶焼きの播鉢と、控鉢、瓦質の播鉢が出土した。いずれも、16世紀前半に製作されたものと思われる。

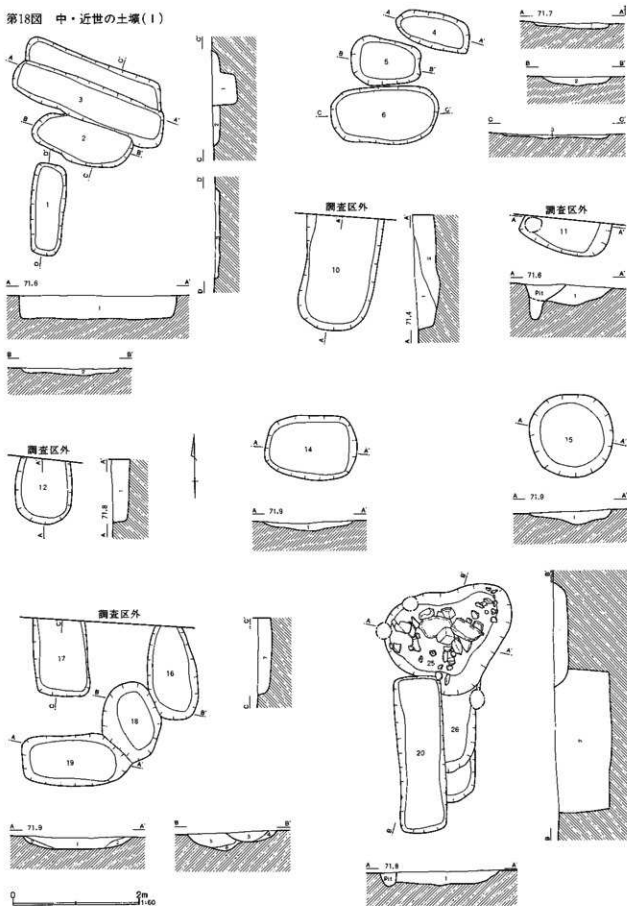
第11号土壌(第18図)

西を中近世の小穴に破壊され、北は調査区外にさしかかる。残った平面形と覆土の特徴からすると、第10号土壌に近い形態と用途のものと考えられる。

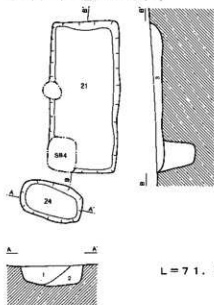
第12号土壌(第18図)

他の土壌とはいささか離れたB-15グリッドで検出

第18図 中・近世の土塚(1)

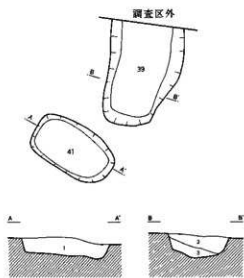
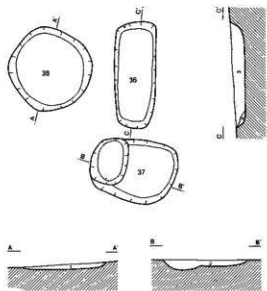
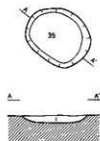
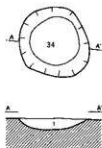
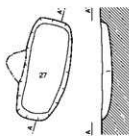
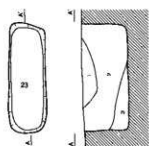
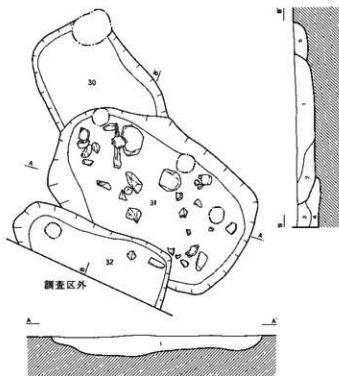


第19図 中・近世の土壇(2)



L = 7 1 . 8

0 2m 11.00



した。北方は調査区外にさしかかるが、検出部分の平面形と覆土の特徴から、第10号・第11号土壌と同様な形態と用途が想定できる。

遺物は、縄文早期と思われる磁器片が1点出土したのみで、本塚の詳しい構築期を推測できる資料は見えなかった。

第14号土壌(第18図)

C-14グリッド南で検出した。他の長方形土壌にくらべ長軸長の比率が低く、ローム粒子を全体に含む粘性ある暗褐色土の単層で満たされる覆土の特徴は、むしろ円形の第15号土壌に近い。

第15号土壌(第18・20図)

C-13グリッド南で検出した。円形鍋底状の形態は、この周辺では本土塚1基のみである。しかし、覆土の特徴は、第14号土壌に共通しており、近い時期に造営されたものと判断できる。

遺物は、第20図2で示した板碑片が1点出土したにすぎない。同番は、棒線と「同」らしき刻字が見えるが、詳細は不明である。

第16号・第17号・第18号・第19号土壌(第18図)

B-12グリッド南で第16・18・19号土壌の3基が重複し、至近かつ軸方向をそろえるように第17号土壌が分布していた。形態は楕円から長方形で、楕円の楕底がやや丸底状になる傾向がある。

覆土は、粘性あるがしまりのない暗褐色土が主流を占める点で4基とも似通い、下層でやや黄色味を増す点も共通する。第16号が第18号より後出するという先後の判定は、第3層と第6層わずかな接点で確認したにすぎない。

遺物は、第19号より中近世と思われる素焼き土器小片が2点出土したのみである。

第20号・第25号・第26号土壌(第18・20図)

B-12グリッド南で検出した。3基の重複だが、他が比較的近い特徴のもの同士で重複しているのに対し、こちらは全く異種のものが偶然重なり合ったと考えられる。先後関係は、第25号が第20号より後出するのを確認したが、第26号をめぐる重複は、調査の不行き届

きから確認することができなかった。

このうち、第20号は定格的な方形と深い掘り込みが特徴である。だが、覆土はしまりない暗褐色土の単層であった。これに対し、第25号は、同じような単層ながらも、下層にロームブロックを多く含む。

不整形を呈する第25号では、結晶片岩を主体とする大礫が中から上層に投棄されていた。下層のロームブロックや、後述する土師器皿のまとまった出土も考え合わせると、埋め戻された可能性もある。

遺物は、第25号に投棄された礫とともに多く残されていた。第20図4～6に示した土師器皿の他に、瀬戸美濃系天目茶碗、ほうろく、土師器皿などを中心として16世紀前半のものか28点、そして、17世紀代に製作されたと思われる瀬戸美濃系灰釉皿、さらに鉄斧3点、縄文土器8点が出土した。

この他、第20号より縄文時代の剥片類6点と不明古銭1点が出土している。

第21号土壌(第19図)

掘り込みの深さこそ異なるが、第20号土壌と軸方向を一にし、長方形の定格的な掘方なども共通する。だが、覆土はローム粒子をくまなく含む粘性ある暗褐色土で、第20号と違和感がある。また、第4号掘立柱建物跡と重複するが、断面の観察から、本土塚の後出と判定した。

第23号土壌(第19・20図)

第20号の直南に構築され、定格的な掘削法と掘り込みの深さより、同号と連携を保ちつつ、おなじ用途に供されたものと考えられる。

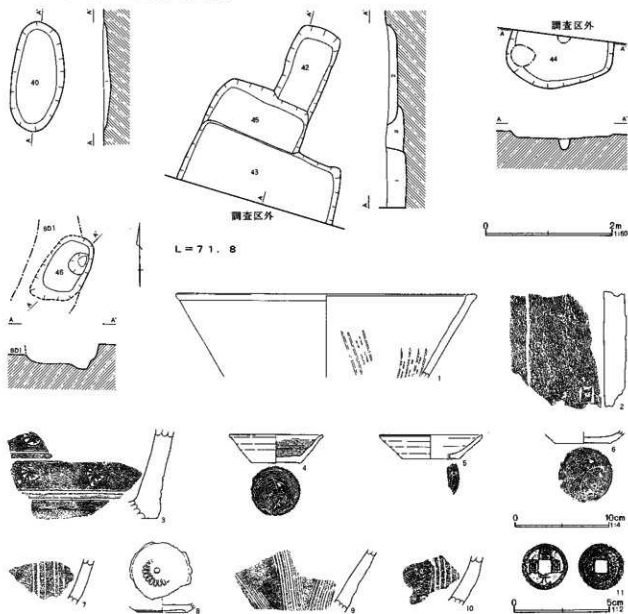
だが、覆土は全く異なり、中層に黒色土が、その上下にロームブロックを多く含む褐色土が堆積していた。おそらく、埋め戻されたものだろう。

遺物は、第20図3に示した、15から16世紀あたりに製作されたと思われる押菊印花の火鉢破片と、縄文土器が1点出土している。

第24号土壌(第19図)

第21号土壌の南に分布する小型の土壌である。だが、基本型は他の長方形土壌と大差ない。覆土はローム粒

第20図 中・近世の土壇(3)と出土遺物



子が東の下層に集中する傾向があるが、自然堆積の範囲内だろう。

第27号土壇(第19図)

B-11グリッド南で単独に分布していた。長短軸比は他の長方形土壇と変化する。だが、覆土はよくしまった粘性のない暗褐色土で、土色は同系だが、質が他と逆である。

遺物は、16世紀前半と思われるほうろく片が4点と土師器皿片1点が出土した。

第30号・第31号・第32号土壇(第19図)

B-10グリッド南で検出し、第32号土壇は調査区外にも広がる。3基とも比較的人型の長方形土壇と考えられるが、第31号がひときわ大きく、隅が丸い。

それぞれの先後関係は、土層断面の観察と遺物等の分布から、第31号が最も新しく構築されたものと判断した。同号では結晶片岩などの大礫と、時期を選ばぬ遺物が多く出土した。第1層にこれが集中するが、同層がローム粒子等をあまり含まない黒褐色であることから、埋没過程で投棄されたものと考えられる。

遺物の出土は同墳からのみで、16から17世紀のほうろくなど9点と、平安時代土師器・須恵器7点、縄文土器13点の構成である。

第34号土墳(第19回)

B-10グリッド北で検出した。円形平底の形態を呈する3基の一である。覆土はよくしまった粘性ある暗褐色土で、ローム粒子を全体に含む。

遺物は、16世紀前半と思われる土師器皿・ほうろくなど3点と、平安時代須恵器3点が出土した。

第35号土墳(第19回)

B-10グリッド南西で検出した。覆土はよくしまった粘性のない暗褐色土で、西に展開する土墳密集地区のそれと共通する。

第36号・第37号・第38号土墳(第19回)

B-9グリッドの土墳密集地区のなかにあるが、開口部の形態は長方形や円形など三様である。覆土はしまりある暗褐色土で共通するが、第38号のみ粘性がなく、焼土粒子に欠ける。

遺物は、第36号で縄文時代の所産と思われる剣片が1点、第37号で中近世のほうろく小片が1点、第38号で2点出土したのみである。

第39号土墳(第19回)

北が調査区外で隠されているが、隅の丸い長方形を呈する土墳と考えられる。上層の覆土は他土墳と変化するが、下層はローム土を主体とし、暗褐色土ブロックを混入する埋め戻し層であった。

遺物は、中近世のほうろく小片が1点と、縄文土器6点が上層から出土した。

第40号土墳(第20回)

B-8グリッド東でほぼ南北を指す長楕円の土墳である。覆土の特徴は東に密集する諸土墳と共通する。

遺物は、中近世のほうろく小片が2点と縄文土器が2点出土した。

第41号土墳(第19・20回)

第39号の南に接するように構築されているが、長方形の規模はこちらが一段と小さい。覆土の特徴は周辺諸土墳と共通する。

遺物は、第20回7に示した素焼きの播鉢1点とほうろく、須恵器各1点、縄文土器2点が出土した。

第42号・第43号・第45号土墳(第20回)

B-9グリッドにある土墳密集の中核となる3基の重複である。第43号は南調査区外にかかるが、それぞれ規模の異なる長方形であったと考えられる。

土層観察では、このうち第45号が最古と判定したが、それぞれ壁を目安とする線が部分的に合致するなど、相互を意識した要素も認められる。

遺物は、第43号から多く出土している。第20回8は、16世紀前半に製作されたと思われる瀬戸美濃系の輪花皿、9・10は播鉢、11は開元通宝である。その他、16世紀前半を中心として中近世の陶磁器類9点、縄文土器4点が出土している。

第44号土墳(第20回)

B-8グリッド北東で検出し、一部が調査区外にさしかかる。平面形は判断しづらいが、本遺跡の土墳形態を参考にとすると、東西に長い隅丸長方形になると考えられる。

第46号土墳(第20回)

他の土墳と離れ第1号溝と重複する。当初はその一部と思いきは確認していない。形態は隅丸長方形と考えられ、北東の墳底に小穴を追加する。これも観察を逸しており、あるいは溝に伴うかも知れない。

(4) 堀跡

第1号堀跡(第21回)

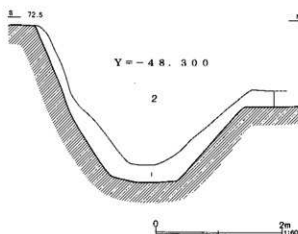
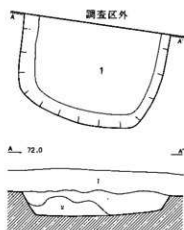
南端部分を確認、調査したのみだが、その位置と末端、方向は、小沢氏想定玉川陣屋関連の区画堀と合致する。したがって、北方は調査区を縦断する農道に沿ってのびるものと考えられる。

上層は表土化著しく、掘り込みは0.4mを確認したにすぎない。上層は黒褐色、下層は褐色の礫層起源の小砂利混じる覆土が堆積していた。断面形は箱形で、墳底は安定している。

第2号堀跡(第21回)

調査区の西側では近年まで使用されていた悪排水路が残っていた。西は現道下を暗渠でめぐり、さらに西

第21図 堀



へと連続している。また、東も引道下を斜めに横断し、雀川が形成した段丘岸が都幾川の大规模な崖線にさしかかる脇の小峡谷に移行している。

玉川陣屋の所在地を想定した小沢氏は、この排水路と小峡谷を陣屋南の構え堀の名残と考え、南面の暗渠部分に表門をあてた。

そのため、調査区に含まれる排水路を2号堀と仮定し、一部を断ち堆積土を観察した。しかし、近年の底ざらいが行き届いており、しまりない表土質の黒褐色土のなかに現代の器物を見たのみであった。

(5) 溝

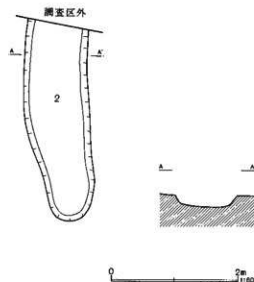
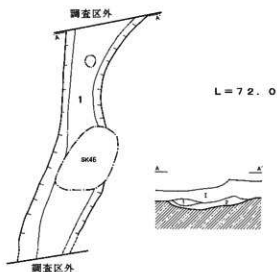
第1号溝(第22区)

調査区西方を縦断する農道に沿って検出した。南北が調査区外にかかるため詳細は不明である。第46号土壌と重複するが、調査の不備から先後は確認できなかった。上層は表土化が進んでおり、U字状の掘り込みに黒褐色の覆土をわずかに確認したにすぎない。

第2号溝(第22区)

B-8グリッドで確認した南北方向の溝である。南は調査区内で途切れるが、北方の詳細は不明である。覆土は黒褐色系土の単層であった。

第22図 溝



V まとめ

今回の調査では縄文時代早期・前期・平安時代・中近世の遺構を検出した。とくに大きな成果が得られたのは縄文早期と中近世である。

前者では11基の炉穴群を調査した。その一部からは早期末から前期初頭の縄文土器と条痕土器が検出されており、同期に構築されたものと判断できる。玉川村では同期の遺物が比較的多く出土しているが、今回の炉穴が初めての遺構検出となった。

これらは、長楕円形を基調とし、1基の例外を除き、1～3基が単位化しつつ、各5～6m程度の間隔をあけつつ弧状に分布している。いささか危険な見通したが、北側調査区外を含め、全体では現状にめぐると考えられる。炉穴群周辺は平坦の地で、地形による影響は考えられず、炉穴配置に対する何らかの意識がこのような分布を導いたといえる。

玉川村ではこれまで寒風遺跡など4遺跡で炉穴が調査されている。いずれも条痕文系前半期に構築されたと思われる単独のもので、その分布等を検討する題材に恵まれなかった。近くでは嵐山町金平遺跡(積木・金子1980)で野島期とされる5基の炉穴と6軒の住居跡が平坦地に検出されたが、炉穴は全て住居跡と重複していた。

炉穴が住居跡と重複する傾向は大里郡川本町白草遺跡でも見られ、緩斜面地に1・2基の炉穴が中心となり野島期の土壌群が径20mの範囲で環状化する。また、炉穴の一部は住居跡様の壁状遺構とも連動するかのようには重複していた(川口1994)。これは、核となる炉穴の周囲にその都度施設を求めた結果として生じたものであり、生活施設の配置関係に対する明確な意図をもたないと考えられる。

さらに、東松山市緑山遺跡では条痕文系後葉を中心に67基の炉穴が検出されている(今井1982)。重複はほとんどなく、一部は楕円にめぐる気配を見せるが、これらは丘陵頂部の等高線に沿っており、地形に影響されたものととれる。他は南斜面に集中しており、高台

における風向きへの配慮が想定できる。

いずれにせよ、原形を留めないまでの重複にままた遭遇する大宮・武蔵野台地とは異なり、比余・大里地域では炉穴の検出そのものが珍しく、しかも重複するものが少ない。その中で、地形の影響や重複先後の識別を斟酌せずに意識・計画的なか穴群の形成過程を垣間見れる例は他に比類なく、広く県内を見渡してもその数は少ない。本遺跡例は前記遺跡などとの対比を通し、往時の集落構成意識を知る上で、格好の題材となるものと思われる。

一方、縄文前・中期の遺物出土や、前期後半の土壌の検出は、第II章で述べた都幾川左岸の台地上という地理的環境に反せず、むしろ玉川の遺跡分布傾向を際立たせる結果となった。とくに、縄文前期前半の住居跡は、花積下層期から関山期にかけて、周辺にない濃密な遺物分布を示す玉川村でも初めての検出例であり、台地上に展開する集落跡への期待をつなぐ。

時期降り、平安時代の遺構は、土壌1基と焼土跡を1箇所検出した。だが、その内容は今ひとつはつきりしない。それぞれ確認時より炉穴住居跡や、焼土の多さにかんがみた茶昆跡などを前提とした精査を繰り返したが、壁溝やカマドなど、その痕跡を確定することはできなかった。

玉川周辺では、特殊な例を除き、台地上において平安時代の遺物が散乱しつつも、住居跡や掘立柱建物跡などの遺構が近い周囲に存在しないのは稀である。調査地周辺は、のちの陣屋に関わる土塁の構築や整地によるのか、表土化や土砂の流出が進んでおり、重機による表土削除の際には表土下10cmほどで地山のローム層が露出した部分もあった。このことを考えあわせると、壁溝やカマドの痕跡を特定できなかったが、住居跡が存在した可能性も充分に考えられる。

ともあれ、今調査で最も大きな成果が得られたのは、中近世の遺構についてだろう。

38基を検出した土壌は、その半数以上から16世紀前

半の遺物が出土している。しかし、その規模や形態などは様々で、一時に、そして同じ目途をもって構築されたとは思えない。短い期間だが断続的に、その時々用途に応じて設けられた、極めて生活色の強い遺構と考えられる。

このなかで、第25号と第31号土壌の2基は、覆土に多くの大石が混じり、前者では土師器環がまもって出土した。これらは、墓塚の可能性も否定できないが、積極的な根拠に欠ける。また、土壌のうちいくつかは掘立柱建物跡と理論的に重複するが、カマドや雪隠など、付属施設として認定できるものはなかった。

土壌は、そのほとんどが16世紀前半に造営され、掘立柱建物跡群に先行すると考えられる。わずかな例外として、第25号土壌では時期降る17世紀の遺物が出土している。だが、土師器環のまもりを考慮すれば、混在と見なすことができる。また、第21号土壌の上層観察は、同層が第4号掘立柱建物跡より後出すると判断したが、誤認の含みをもたせる必要がある。

一方、今調査で発見した整然と並ぶ掘立柱建物跡群と、門跡、そして堀跡は、当時において別格の屋敷地がここに縄張りされていたことを彷彿させる。確定できる遺物の出土こそなかったが、旧来の研究成果と周辺の区割をも総合すれば、これらが玉川陣屋の一部として機能していたと判断して大過ないだろう。

だが、第II章で紹介した小沢孝一氏による陣屋の想定のうち、土塁の未検出は致し方ないが、敷地の東を区切るとされた堀は存在しなかった。周辺は表土化が進んでいたものの、一般に身の丈以上に掘削される堀が、既存にかかわらず消滅するほどの削平を受けたとは、残された他遺構の深さからして認めがたい。

そのうえ、都幾川の段丘崖までは、敷地の区切りとして利用できる自然地形的な変化もない。堀の外に想定された土塁だけが平坦地に独りあっても心許ないので、都幾川低地帯に面した段丘崖が占有敷地の区切りとして扱われていたと考えるほかない。

しかし、建物群はいささか敷地の西方に片寄ることとなり、東方は無用なまでの間隙が生まれてしまう。

また、小沢氏の想定の根拠となった検地帳による陣屋敷地の面積にも抵触する。

これに対し、調査区の東西を区切る農道に沿って検出した第1号堀跡は、規模こそやや小さいものの、想定通りの土橋部を残しており、御陣屋屋敷と御蔵屋敷の間に設けられた区画堀を実証した。あわせて、敷地の区画が堀によってなされたことを証明したともいえる。ただし、東堀が発見できなかった現状では、区画の行方はいたく不安定となる。敷地の南端のみを垣間見ただけでは、この矛盾に対する明確な理由付けを見いだせない。

第1号堀とともに小沢氏の想定を確かならしめる発見は、玉川村建立の陣屋跡のまきに直下で検出した第5号掘立柱建物跡である。わずか3穴の調査であったが、掘方事業の範囲、親柱と控柱の位置関係、そして親柱筋の掘方外に検出したもう1穴から、門、それも位置関係から陣屋の表門と判定できる。

その基礎形態について、第IV章では三間一戸の四脚門と記したが、いいきれものではない。東西に並ぶ2穴から、親柱筋と戸数、控柱の認定は確かなものでだろう。また、親柱筋の二穴間は、門の体裁を取りつくろい、さらに外の上呈あるいは垣や堀に連続するための板塀となろう。

問題なのは、掘方事業内の控えおよび基礎や栗石の配置である。埋め込まれた石列は、親柱筋に沿うものと、西控柱筋に並べられたものがある。後者は門部の掘方とともに親柱筋の南方にも展開する。したがって、北控柱を反転した四脚門の可能性が最も高い。しかし、南方の石列はさらに入念さを増しており、重厚物を迎える備えとも解せる。

表門が接する南橋え堀は段丘崖を利用している。そのため、敷地側が約1m低くなるとともに、崖線下を刻む小流路の軌跡が横たわっていた可能性もある。となれば、門前は土橋とせず、流路をそのままに架橋がなされていたとも推測できる。

その構造体を受けるためには、門部の掘方と連続した十分な控えが必要となる。その場合、南方の控柱は

存在せず、櫓門、あるいは高麗門なども想定できる。いずれにせよ、現状で把握できる縄柱と控柱の間が狭すぎるのが気になる。

ともあれ、基礎上にのせられた屋根の形態は徳川のしようがない。周辺の表土中には瓦片が見られず瓦葺きとは思えない。掘方の埋土から出土した中世瓦は、門の構築期を特定するものでなく、おそらく瓦が大量に出土した茶川村岸の春日神社境内(石川1994b)から持参した15世紀代のものだろう。これが意図的だとすれば、同社の繁栄と周囲から向けられた信頼の強さ、そして、支配層とのつながりを象徴するものとして理解できないだろうか。

これに対し、4棟が検出された建物跡の方向は整然としており、同一時期に計画が施されたものと縄張りされたこととれる。全体の規模は不明な点が多いが、異なる規格の混合であることから、倉庫ではなく、居住・執務関係の施設と考えられる。

それぞれを連絡する施設は見つからなかった。また、掘方の形態と規模もそれぞれで微妙に異なり、柱筋も一線とならない。したがって、4棟は独立して機能していたと見なせる。

しかし、敷地内での集中度は高く、御陣屋屋敷の中でも東方に位置している。たぶん建物群は御陣屋屋敷の南西、すなわち表門方面に開口する形で並び、広場や白州、あるいは庭を取り囲んでいたのだろう。

このほか、建物付近では関係を特定できない柱穴を多数検出した。だが、皆小規模で、屋根つき建物の一部を構成するとは思えない。おそらく、建物間の仕切りや視界の遮蔽程度の構造物の名残と思われる。

これらは、表門の付近や調査区西側では、ほとんど検出できなかった。このことは、御陣屋屋敷側の表門付近に控えの広場が設けられていたことを彷彿させる。また、広場と建物群の間に検出した柱穴は、建物に付属しつつ、広場と一線を西す遮蔽空間の存在を示唆している。

このなかで、第28号・第29号土城付近を南北に貫く3穴は、均等な柱間と、建物群に類似する方向性を持

っており、遮蔽空間と建物群を仕切る垣、あるいは堀ととれなくもない。また、第40号土城付近の柱穴群は、規則性を見いだせなかったが、広場と遮蔽空間の境として機能していた構造物とも推測できる。

一方、調査区の西側では一切の遺構が検出できなかった。この部分は茶川川流路および後背湿地部にあたり、調査区東側にくらべ一段低い。そもそも遺構の構築に不適と各時代の人々に避けられたのであろうか、堀に接した土景が築かれていたともとれる。

その痕跡は発見できなかったが、的を射ていれば、表門の掘方規模や幅などを勘案した盛土の幅は4m程度となる。これにより、西側調査区のほとんどが土景の下になり、遺構不在の説明も容易となる。

以上、今回の調査で検出した陣屋関連建物にふれてきたが、残念ながら、これらの建造・掘削期を特定できる遺物に恵まれなかった。だが、建物群は軸を一にし、門跡は第1号堀の土橋部に対応するとともに、設置軸が第2号堀とした用水の屈曲方向と一致する。これらのことから、少なくとも計画的な設計のもと、短期間に整備を進めた施設であるといえよう。

第II章でもふれたとおり、陣屋の設置は文禄年間(1592-1596)と『新編武蔵風土記稿』などに記されているが、定説を見ない。ただし、少なくとも家康の関東入封後、そう遅くない時期であったことは大方の意見が一致している。

この項は、伊奈忠次と並び石見検地で名を馳せた大久保長安が八王子に陣屋を設け、同地や青梅・桐生など、西関東の町立てに腐心していた時期と重なる。その一環として中世後期に発展のきざしを見せた要衝玉川に配下をもって地域経営のくさびを打つのは当然のことだろう。

となれば、検出された遺構群は16世紀末の同年間あたりに整備されたと考えるのが手取り早い。しかし、これらの遺構が玉川陣屋を契機とした築造ではないという可能性もある。

戦国末期、松山城主上田氏の家老であった森兵庫は玉川に「御屋敷御蔵」を備えた「御陣屋」を構えたと

いう。明治14年の「春日神社由来記」には、「御陣屋」は「(玉壺の) 湖の上」にあり「近郷を管轄」したとも記されている。小沢孝一氏は兵庫陣屋を念頭に「玉川出城」が当地に既存し、玉川陣屋はこの施設を接収し、相当の後に「夫よりいまた有」と考えた。

「玉川出城」の所在地については他に明言された史料がない。しかし、当地には玉壺の断崖と東の都幾川段丘崖、そして、一部自然の溪谷を形成する南の雀川段丘崖がある。さらに、雀川段丘崖の西方を整備し、西を南北の堀で断ち切れれば、独立した防御空間が完成する。また、対岸の春日山も、眼下に玉壺を従え、龍福寺に至る「懸龍(りりょう)の池」を改修すれば平野部からの防塁を完備でき、眺望にも秀でているなど戦術的価値はあなごりかたない。加えて、根拠の地は慈光寺を控えた都幾川筋と、「開東山の辺道」が交差する交通・物流の要衝でもある。

「玉川出城」は「御城」を併せ持つことから、地域経営が主な目的であつたらしい。しかし、武田・上杉・北条が目まぐるしく攻防を繰り返した戦国末期、後北条旗下の上田氏と兵庫の施設の防御性や地政的戦略性を配慮せずに事を進めたとも考えにくい。そして、遺跡の南に、本遺跡名ともなる根直屋(ねぢやー根際)の地名が残るのも証左に値する。

また、天正18(1590)年時点の「玉川出城」の家老は小沢外記肥前であつたという。さらに、肥前の子九郎右衛門は玉川陣屋の手代となる。そして、九郎右衛門の祖父にして外記肥前の父である、同名の小沢肥前は、上田氏の家臣であるとともに、全棟と呼ばれ、永正2(1505)年、龍福寺の伽藍一新の助成をしたという。

小沢氏三代の事績は、全棟肥前が有した在地有力層の力が、より広域・組織化した支配層に組み込まれる過程を示すとともに、権力の移転に左右されず、地域経営施設の運営を取り仕切り続けた小沢氏の地元への密着性を表している。となれば、当地周辺は小沢氏の本貫地であり、陣屋手代の九郎右衛門からさかのぼり、外記肥前を家老とする「玉川出城」が玉川陣屋に先立

ち同所に存在したとしても違和感がない。

「玉川出城」の設置年代は、確かな史料がない。「玉川村史」では、兵庫が小田原落城後に加賀前田家へと仕官したことから、その年齢を類推し、天正7(1579)年前後と見る(利根川1991)。しかし、発掘成果をもとに当地の16世紀代を憶測すれば、兵庫や外記肥前の生存年代から受ける印象よりも以外と早く当地の軍需転用が謀られていたともとれる。

今回の調査で検出した土壌群は、16世紀前半の遺物を出土した。その内容は火鉢や捏鉢・播鉢など、極めて生活色の強いものが多数を占めた。また、玉川村教育委員会が保管する大水7(1527)年銘の板碑7枚も調査区の北側より一括して出土したと伝えられる。

同じころ、全棟肥前が龍福寺に手をさしのべたのは、永禄6(1563)年に上杉謙信から松山城を奪回し、東の間の領地の安定を見た城主上田朝直が日影の東光寺を創立したのと同じく、自身の安定なればこそと考えられる。前述の板碑造立には下層の農民までもが関わっていたと理解されており、当地をめぐる人心は生活や宗教文化に傾斜していたと見るべきだろう。

ところが一転、16世紀後半には土壌の構築は見られなくなり、遺物の分布も皆無となる。遺物の不在は施設の有無や人の出入りと連動するものではない。後に陣屋となった17世紀代の遺物も今調査ではほとんど見つかっていない。むしろ、生活とかけ離れた軍事・権力的施設の設置が、それまで当地で繰り返された庶民的活動を一掃・排除し、土壌群の構築を終結させたと考えられる。

16世紀半ばは上田氏が後北条氏の旗下に降るとともに、武田・上杉が密み合従連衡が繰り返された期間でもあった。そのような中、上田氏が小沢氏のような在地有力層とのつながりを強化するとともに要衝をおさえ、小沢氏側はその拠点を提供することより自らの庇護を引き出し時勢の悪化をしのぐ安泰を謀ったとしたならば、遺跡における土壌造営の終結と玉川陣屋設置までの断絶を同時に説明することができる。

このような考えが、当を得たものか否かは、いささ

か心許ないが、玉川陣屋東堀の不在は都幾川低地に面した段丘崖の防衛性を浮き立たせ、前進の戦国的施設の存在を暗示する。ただし、その場合、小沢孝一氏の玉川陣屋想定そのままの堀削構えでは地形を活かすことができない。少なくとも、西堀は土壘まで突き抜け、裏宿の地を他と隔離してなくてはならない。第5図でこれを見るならば、慈眼寺前から春日橋に至る村道が目安となるかも知れない。

もちろん、これは「玉川出城」が必要とする防衛線を確保するための想定であり、小沢孝一氏が根拠とした検地帳の面積や玉川陣屋敷地の想定を否定するものではない。近世にあっては検地帳の面積どおりの陣屋の行政占有空間が展開していたものと考えられる。兵庫陣屋から差し引かれた北部・東部の残余地は、防火の竹藪や預作地が範圍を占めていたと思われる。

さて、調査で検出した建物群や堀跡が実際いつごろ建築・整備されたかは、長々と記した後もはっきりとはわからない。当地において、建物群などの体系的整備が行われる機会は4回あった。すなわち、検測の域を出ない16世紀後半の軍事転用、16世紀後葉の兵庫陣屋開設時、同末の玉川陣屋設置時、そして慶長年間(1596-1615)に根宜屋の町割りがなされた際である。そしてその間、建物の新設や建て替えなどの異同が全くなかったとも考えにくい。

例えば堀は、戦国から近世へと移行するなかで、防衛から敷地確定へと付託された機能が変質しているはずである。本報告では当地の戦国的占有空間について旧来と異なる想定を示した。当を得ていれば、小沢孝一氏想定に陣屋構えは玉川陣屋設置時以降に整備されたこととなる。

また、建物跡は掘立構築手法をとるとともに、均等な柱間、間仕切りや外壁の変化を見ないことなど、どちらかといえば、時期さかのぼる印象を受ける。しかし、戦国期において地域支配名の陪臣階級が実質運営する経営拠点で、4棟の配置に見るような充実した密度の建物群が主空間の北部を含めて展開していたとは思えない。そして、第1号堀とも連動するかのような

位置に構える手のこんだ表門も、戦国の視点のなかでは分に過ぎると思わざるを得ない。

これらを加味すると、戦国的空間に必備の第2号堀はともかく、建物群と区切りの堀も玉川陣屋設置時に築に造営された可能性が強い。

さらに、今回の調査範囲では、建物の重複や建替え跡がなかった。したがって、兵庫の御屋敷や御蔵など、上田支配下に構築された建物群は、調査区の北に広がる未掘部分に展開していたと考えられる。また、戦国期の門や相当施設は、新規の表門建設の際に後跡が破壊されたというよりは、内外に落差のない敷地西に土橋を残しつつ設けられていたと思われる。

この位置は、嵐山から地家遺跡群を経て、上田氏が庇護した日影東光寺、さらには小川盆地へと至る道筋であったと目される。『新編武蔵風土記稿』の「春日社登臨図」には玉壺にさしかかる橋が描かれており、堀左右衛門の町割りか施行される以前の中世・戦国では、むしろ陣屋の西に主要な幹線があったと考えられる。となれば、中世構造物群としての「おおて」は幹線に面した西をさすことなる。

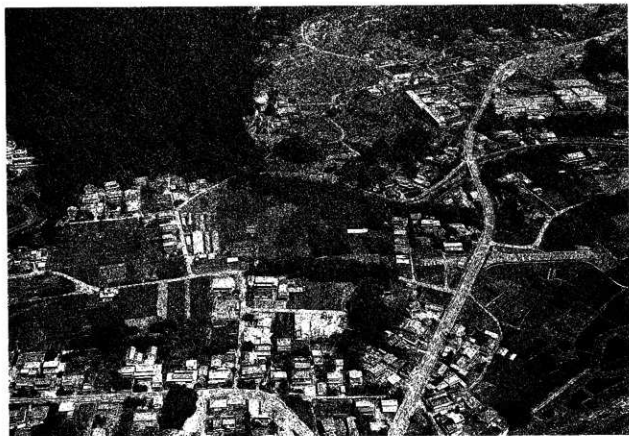
ひるがえり、南面を「おおて」とし、今調査で検出した表門を構えるに至った契機には、幹線道の付け替えや市の開設をもくろんだ慶長年間の根宜屋の町割りをあてるのが妥当だろう。さらに、「おおて」の変更にもない、門から隔たりのある北と東の敷地が縮小され、初代代官就任時には温存された兵庫の御屋敷や御蔵など既存の建物を改築しつつ、司政官の治券を保ち、かつ蔵入地の政・財務に達するよう建物群が一新されたこととみることができよう。

以上、今回の調査結果をもとに、玉川陣屋の設営に関して推論を重ねてきた。小沢孝一氏の入念な調査を経た現在、陣屋に関する新たな史料の発見は望むべくもなく、その当否は容易に決し得ないだろう。だが、何よりも陣屋の所在地が実態として確定できたことが、今調査の最大の成果である。今後の研究を進めるには、文献史料のさらなる考証とならび、現地での考古学的検証が不可欠となるだろう。

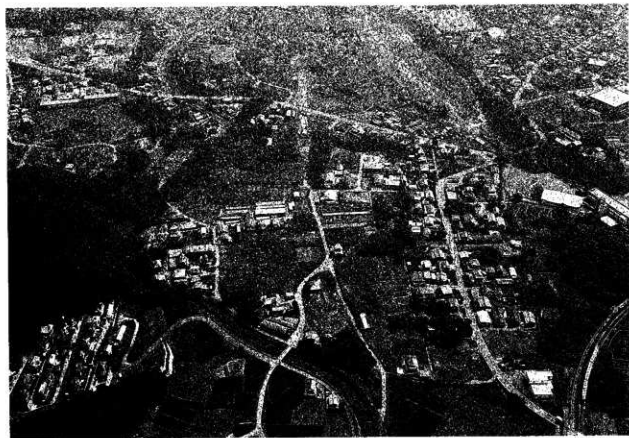
引用参考文献

- 浅野晴樹・金子真土・石岡憲雄・梅沢太久夫 1982
『埼玉における古代窯業の発達(4)』『研究紀要』第4号 埼玉県立歴史資料館
- 石岡憲雄他1982 『日野原遺跡』玉川村日野原遺跡調査会
- 石川安司 1993 『小倉・山天山遺跡Ⅰ』玉川村埋蔵文化財調査報告第8集 玉川村教育委員会
- 石川安司 1994a 『玉川村の古代瓦一亀の塚窯跡群・篠新田遺跡を中心に』『埼玉県北西部地域考古資料集成③』埼玉県比企郡市考古学談話会
- 石川安司 1994b 『春日神社境内遺跡』玉川村史調査報告第5集 玉川村教育委員会
- 石川安司 1995 『篠新田遺跡Ⅱ』玉川村埋蔵文化財調査報告第9集 玉川村篠新田遺跡調査会 玉川村教育委員会
- 石川安司 1996 『地家遺跡Ⅱ』玉川村埋蔵文化財調査報告第10集 玉川村遺跡調査会 玉川村教育委員会
- 石川安司 1997 『長久保遺跡』玉川村埋蔵文化財調査報告第11集 玉川村遺跡調査会 玉川村教育委員会
- 井上 肇・小倉 均 1998 『都幾川村史資料2 考古資料編』都幾川村
- 今井 宏 1982 『練山遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第19集
- 植木 弘・金子直行 1980 『金平遺跡』嵐山町教育委員会
- 植木 弘 1995 『玉川村考風遺跡出土の獣面裝飾付土器』『比企丘陵』創刊号 比企丘陵文化研究会
- 梅沢太久夫1978 『八幡遺跡』都幾川村教育委員会
- 梅沢太久夫1980 『江光山』考古学資料刊行会
- 梅沢太久夫他 1983 『嵐山町史』嵐山町
- 小沢孝一 1968 『玉川領玉川陣屋について』
- 小野安司 1989 『原・狐塚遺跡Ⅰ』玉川村埋蔵文化財調査報告第3集 玉川村教育委員会
- 小野安司 1990a 『地家遺跡Ⅰ』玉川村埋蔵文化財調査報告第4集 玉川村遺跡調査会 玉川村教育委員会
- 小野安司 1990b 『玉川村遺跡群Ⅱ』玉川村埋蔵文化財調査報告第5集 玉川村教育委員会
- 小野安司 1990c 『玉川掘ノ内館跡Ⅰ』玉川村史調査報告第2集 玉川村教育委員会
- 小野安司 1991 『狐塚遺跡Ⅱ』玉川村埋蔵文化財調査報告第6集 玉川村教育委員会
- 小野安司 1992 『篠新田遺跡Ⅰ』玉川村埋蔵文化財調査報告第7集 玉川村遺跡調査会 玉川村教育委員会
- 川口 潤 1994 『白草遺跡Ⅰ・北鎌場遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第129集
- 坂詰秀一 1958 『埼玉県比企郡玉川出土の中世磁器について』『歴史考古』第2号
- 坂詰秀一・久保常晴 1961 『南比企窯跡群—その基礎的研究(Ⅰ)—』小川書店
- 坂詰秀一 1964 『埼玉県中野原における敷石遺跡』『古代文化』第6巻3号 日本古代文化学会
- 笹森健一 1981 『縄文時代前期の住居と集落(1)』『土曜考古』第3号 土曜考古学研究会
- 塩野 博・吉田哲夫・小野安司 1991 『玉川村史』通史編 玉川村
- 田村説三 1995 『玉川村植物語』玉川村
- 根岸茂夫・利根川宇平 1991 『玉川村史』通史編 玉川村
- 細田 勝・宮崎朝雄 1996 『玉川村寒風遺跡出土の諸儀c式土器』『比企丘陵』第2号 比企丘陵文化研究会
- 本間清利 1980 『角川日本地名大辞典11 埼玉県』角川書店
- 宮崎朝雄 1995 『比企丘陵における縄文前期終末～中期初頭の土器群』『比企丘陵』創刊号 比企丘陵文化研究会

写真図版



根際遺跡航空写真（南遠景）



根際遺跡航空写真（西遠景）



根際遺跡航空写真（東近景）



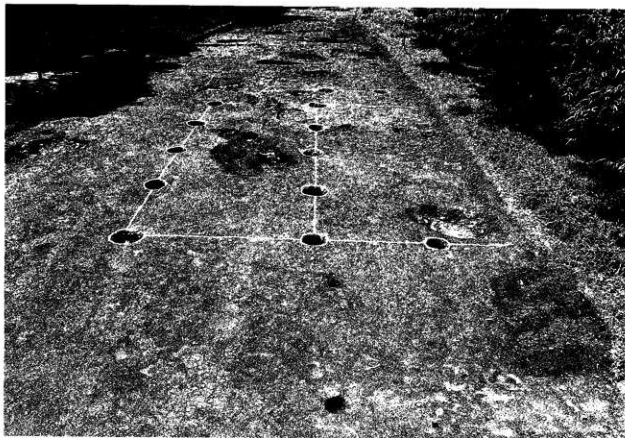
根際遺跡航空写真（西近景）



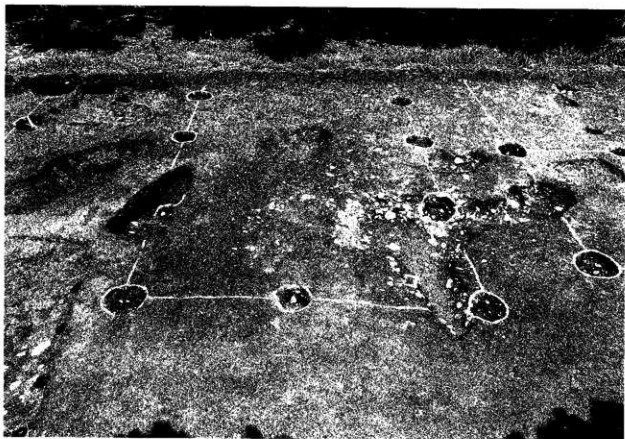
調査区中央部全景



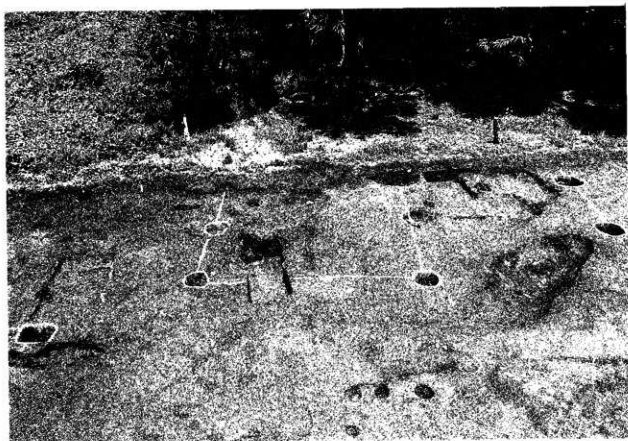
第1号住居跡



第 1 号掘立柱建物跡



第 2 号掘立柱建物跡



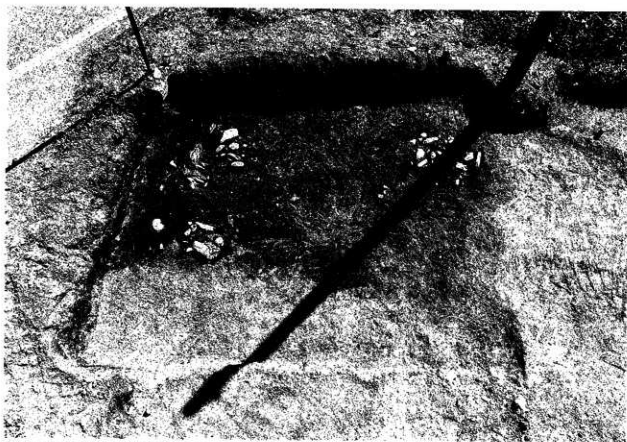
第3号掘立柱建物跡



第4号掘立柱建物跡



第1号～第4号掘立柱建物跡



第5号掘立柱建物跡確認状況



第 5 号孤立柱建物跡掘方断面



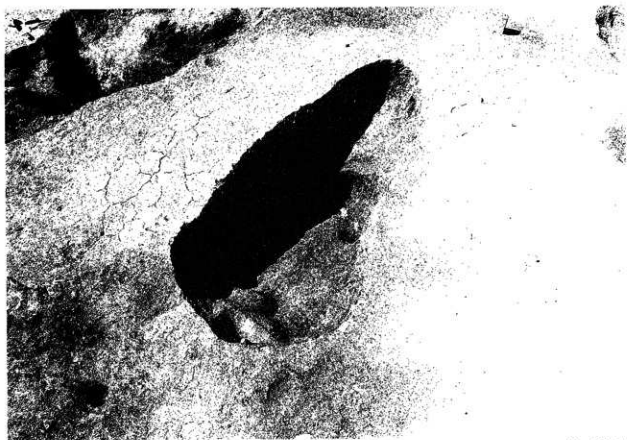
第 5 号孤立柱建物跡掘方



第1号・第2号炉穴



第7号炉穴



第10号炉穴



第11号炉穴



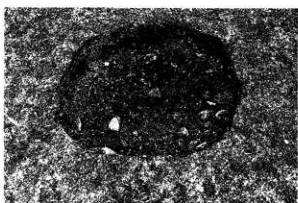
第2号・第3号土壤



第10号土壤



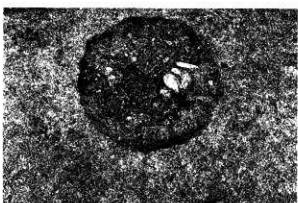
第11号土壤



第13号土壤



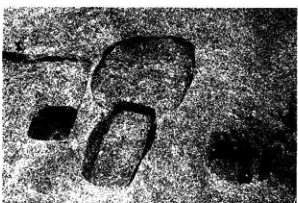
第14号土壤



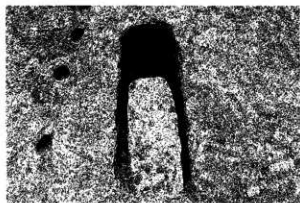
第15号土壤



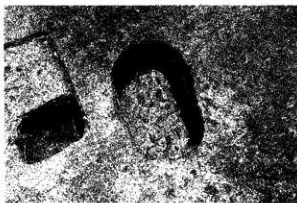
第21号土壤



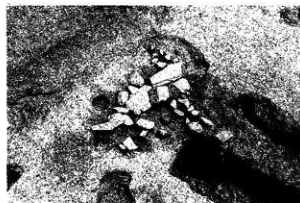
第22号・第24号土壤



第23号土坑



第24号土坑



第25号土坑



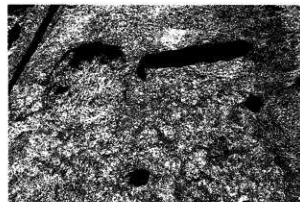
第28号·第29号土坑



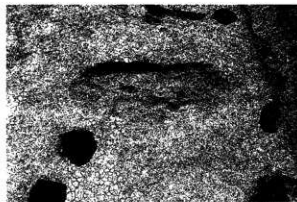
第31号土坑



第32号土坑



第36号·第37号土坑



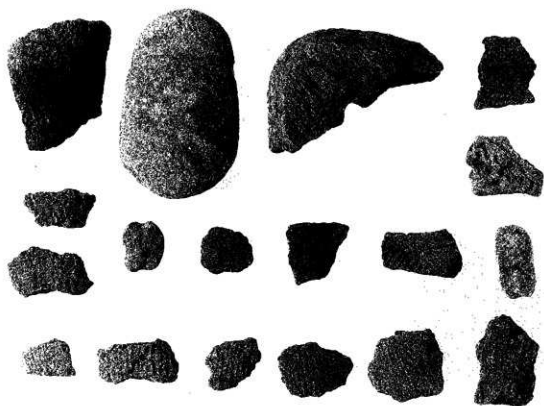
第40号土坑



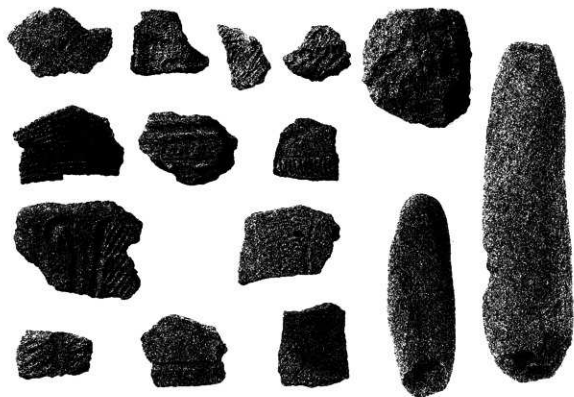
第1号掘跡



調査区西水路



遺構出土の縄文時代遺物



遺構外出土の縄文時代遺物



C-15グリッド焼土跡出土須恵器杯



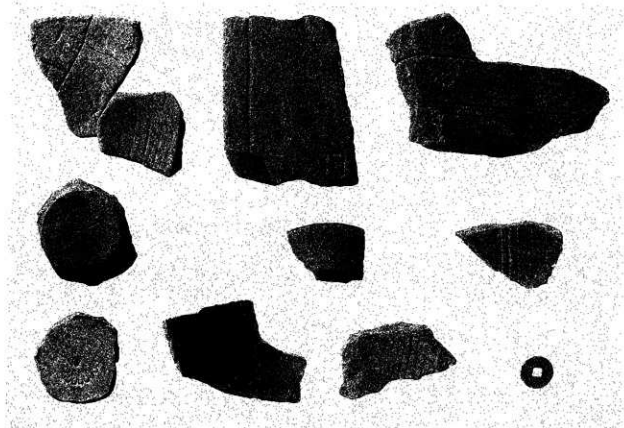
第25号土墳出土土師器皿



第5号掘立柱建物跡出土瓦(凹面)



第5号掘立柱建物跡出土瓦(凸面)



土墳出土中近世遺物

報 告 書 抄 録

ふりがな	ぬぎわいせき							
書名	根際遺跡							
副書名	県道玉川坂戸線関係埋蔵文化財発掘調査報告							
巻次								
シリーズ名	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書							
シリーズ番号	第208集							
編著者名	黒坂禎二							
編集機関	財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団							
所在地	〒369-0108 埼玉県大里郡大里村船木台4-4-1					TEL 0493-39-3955		
発行年月日	西暦1998 (平成10) 年8月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ぬぎわいせき 根際遺跡	埼玉県比企郡玉川村 新田郷大字玉川字裏宿 3883番地他	11345	005	36°00'32"	139°17'40"	19950601 - 19950831	1,400	道路建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
根際遺跡	集落跡	縄文時代早期 前期	住居跡 1 炉穴 11 土塚 7	縄文土器 石器		弧状にめぐる炉穴群		
	集落跡	平安時代	土塚 1 焼土跡 1	須恵器 土師器				
	集落跡	中世～近世	掘立柱建物跡 堀跡 溝 土塚 柱穴	5 2 2 38 多数	陶磁器 かわらけ 占銭	近世初期の障屋跡に関わる建物跡を調査		

埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書 第208集

比企郡玉川村

根際遺跡

県道玉川坂戸線関係
埋蔵文化財発掘調査報告

平成10年8月20日 印刷

平成10年8月31日 発行

発行／財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
〒369-0108 埼玉県大里郡大里村船木台4-4-1
電話 0493(39)3955

印刷／誠美堂印刷株式会社